

平成22年第2回箕面市議会定例会議案

報告第4号	平成21年度箕面市一般会計継続費繰越計算書（住民情報システム再構築事業、箕面駅周辺活性化事業、彩都地区小中一貫校整備事業（継続費））	1
報告第5号	平成21年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書（防犯情報ネットワークシステム整備事業、市内公共交通整備事業、鉄道駅バリアフリー化設備整備事業、防災情報通信設備整備事業、防災情報ネットワークシステム整備事業、子ども手当給付システム構築事業、新型インフルエンザ予防接種自己負担助成事業（扶助費）、きめ細かな臨時交付金活用事業、次期住宅マスタープラン策定事業、施設耐震補強事業（小学校）、施設大規模改修事業（小学校）、施設耐震補強事業（中学校）、施設大規模改修事業（中学校）、施設大規模改修事業（幼稚園））	3
報告第6号	平成21年度箕面市特別会計小野原西土地区画整理事業費継続費繰越計算書（小野原西特定土地区画整理事業）	7
報告第7号	平成21年度箕面市病院事業会計継続費繰越計算書（医療機器等整備事業）	9
報告第8号	平成21年度箕面市水道事業会計継続費繰越計算書（北部簡易水道施設整備事業、上・下止々呂美簡易水道施設整備事業）	11
報告第9号	平成21年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（拡張事業）	13
報告第10号	平成21年度箕面市公共下水道事業会計予算繰越計算書（建設改良費の繰越し）（汚水建設改良事業、雨水建設改良事業）	15

報告第 1 1 号	専決処分の承認を求める件（箕面市税条例の一部改正）	17
報告第 1 2 号	専決処分の承認を求める件（箕面市国民健康保険条例の一部改正）	23
報告第 1 3 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 1 年度箕面市一般会計補正予算 （第 1 2 号））	29
報告第 1 4 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 1 年度箕面市特別会計国民健康保 険事業費補正予算（第 5 号））	57
報告第 1 5 号	専決処分の承認を求める件（平成 2 1 年度箕面市病院事業会計補正予 算（第 4 号））	69
第 5 1 号議案	物件供給契約締結の件（小型水槽付き消防ポンプ自動車（C D - I 型） のぎ装）	81
第 5 2 号議案	物件供給契約締結の件（非常備消防ポンプ自動車（C D - I 型）のぎ 装）	83
第 5 3 号議案	物件供給契約締結の件（非常備消防ポンプ自動車（C D - I 型）のシ ャーシ）	85
第 5 4 号議案	損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件	87
第 5 5 号議案	平成 2 2 年 7 月に支給する市長の給与に関する特別措置条例制定の件	89
第 5 6 号議案	箕面市条例のよう音及び促音の整理に関する条例制定の件	91

第 5 7 号議案	箕面市税条例改正の件	93
第 5 8 号議案	職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例改正の件	101
第 5 9 号議案	箕面市職員の育児休業等に関する条例改正の件	103
第 6 0 号議案	箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正の件	107
第 6 1 号議案	箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例制定の件	109
第 6 2 号議案	箕面市立斎場条例制定の件	117
第 6 3 号議案	箕面市立霊園条例制定の件	125
第 6 4 号議案	箕面市役所支所設置条例改正の件	135
第 6 5 号議案	箕面市立総合保健福祉センター条例改正の件	137
第 6 6 号議案	箕面市病院事業の設置等に関する条例改正の件	139
第 6 7 号議案	箕面市あんしん消防救急基金条例制定の件	141
第 6 8 号議案	箕面市火災予防条例改正の件	143
第 6 9 号議案	箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例改正の件	145
第 7 0 号議案	箕面市水道事業給水条例改正の件	147

第 7 1 号議案	平成 2 2 年度箕面市一般会計補正予算（第 2 号）	149
第 7 2 号議案	平成 2 2 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）	179
第 7 3 号議案	平成 2 2 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 1 号）	187
諮 問 第 1 号	人権擁護委員の推薦について意見を求める件	195

報告第4号

平成21年度箕面市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継 続 費 の 総 額	平成21年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌 年 度 通 次 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前 年 度 通 次 繰 越 額	計				繰 越 金	特 定 財 源		
											国府支出金	地 方 債	そ の 他
2 総 務 費	1 総務管理費	住 民 情 報 シ ス テ ム 再 構 築 事 業	円 499,497,000	円 47,197,000	円 5,513,906	円 52,710,906	円 52,709,370	円 1,536	円 1,536	円 1,536	円	円	円
7 商 工 費	1 商 工 費	箕面駅周辺 活性化事業	446,490,000	177,330,000		177,330,000	18,480,000	158,850,000	158,850,000	11,967,000	146,883,000		
10 教 育 費	1 教育総務費	彩 都 地 区 小 中 一 貫 校 整 備 事 業 (継 続 費)	9,772,000	2,113,000		2,113,000	1,641,150	471,850	471,850	471,850			

平成22年5月31日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

（理由）

平成21年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により報告するものである。

報告第5号

平成21年度箕面市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金	
			円	円	円	円	円
2 総務費	1 総務管理費	防犯情報ネットワークシステム整備事業	99,330,000	99,330,000		99,330,000	
		市内公共交通整備事業	150,000,000	150,000,000		82,500,000	67,500,000
		鉄道駅バリアフリー化設備整備事業	122,333,000	122,333,000			122,333,000
		防災情報通信設備整備事業	3,020,000	3,020,000		3,020,000	
		防災情報ネットワークシステム整備事業	100,000,000	100,000,000		100,000,000	
3 民生費	2 児童福祉費	子ども手当給付システム構築事業	9,860,000	9,860,000		9,860,000	

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左 の 財 源 内 訳		
					既収入特定財源	未収入特定財源	一般財源
						国府支出金及び地方債	
4 衛生費	1 保健衛生費	新型インフルエンザ 予防接種自己負担 助成事業（扶助費）	円 18,000,000	円 16,000,000	円	円 12,000,000	円 4,000,000
8 土木費	1 土木管理費	きめ細かな臨時交付金 活用事業	288,854,000	288,854,000		186,418,000	102,436,000
	5 住宅費	次期住宅マスタープラン 策定事業	3,200,000	3,192,000		1,436,000	1,756,000
10 教育費	2 小学校費	施設耐震補強事業 （小学校）	2,136,000	2,135,700			2,135,700
		施設大規模改修事業 （小学校）	3,163,636,000	3,163,636,000		2,989,097,000	174,539,000
	3 中学校費	施設耐震補強事業 （中学校）	5,307,000	5,305,650			5,305,650

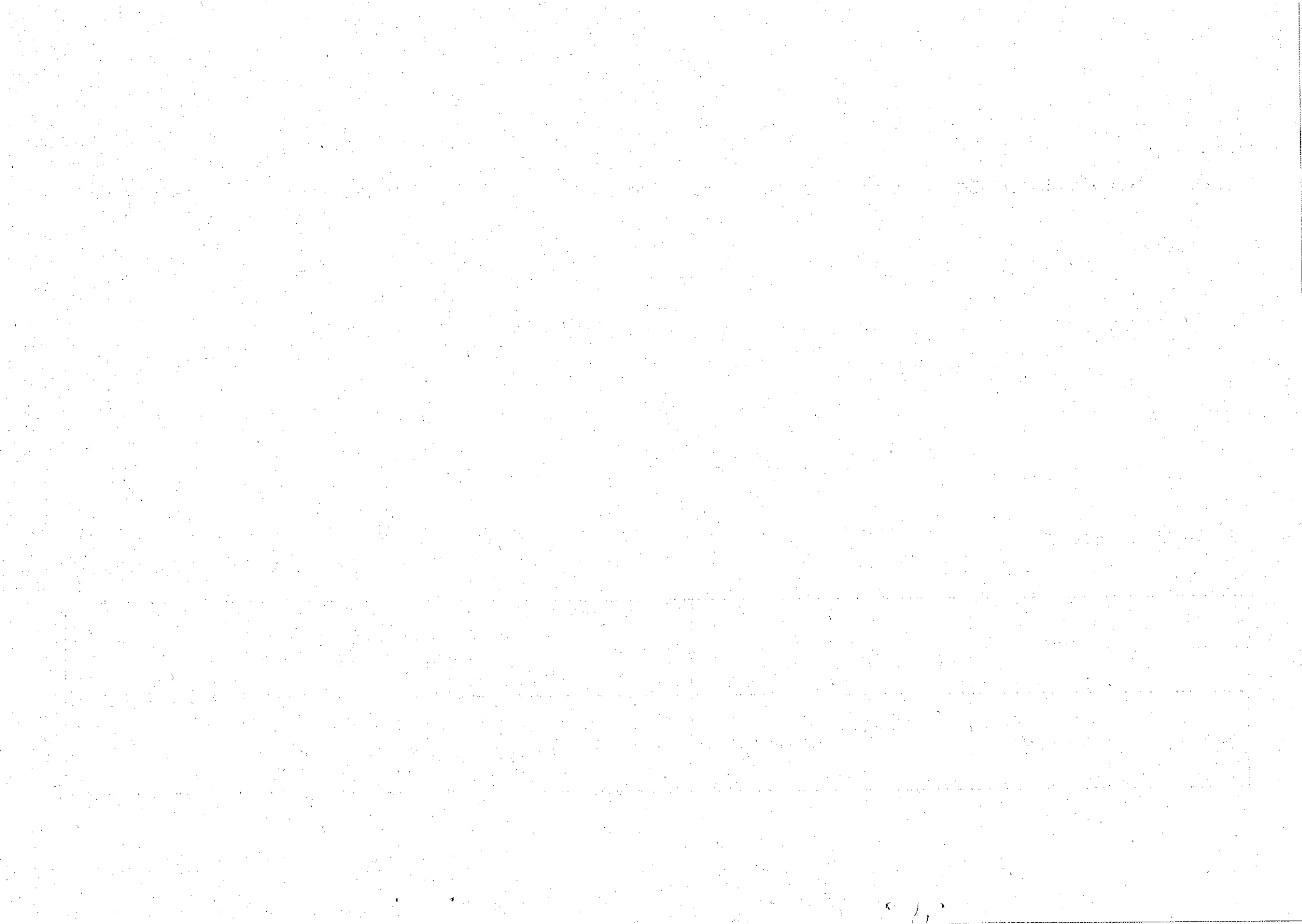
10 教 育 費	3 中 学 校 費	施 設 大 規 模 改 修 事 業 (中 学 校)	1,999,164,000	1,999,164,000		1,859,126,000	140,038,000
	4 幼 稚 園 費	施 設 大 規 模 改 修 事 業 (幼 稚 園)	48,983,000	43,363,400		35,437,000	7,926,400

平成22年5月31日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成21年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第146条第2項の規定により報告するものである。



報告第6号

平成21年度箕面市特別会計小野原西土地区画整理事業費継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成21年度継続費予算現額			支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
				予算計上額	前年度 繰越額	計				繰越金	特 定 財 源		
											国府支出金	地 方 債	そ の 他
1 土木費	1 都市計画費	小野原西 特定土地区画 整理事業	円 9,082,597,000	円	円 496,062,167	円 496,062,167	円 340,013,343	円 156,048,824	円 156,048,824	円 94,974,176	円	円	円 61,074,648

平成22年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

(理由)

平成21年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第145条第1項の規定により報告するものである。

報告第7号

平成21年度箕面市病院事業会計継続費繰越計算書

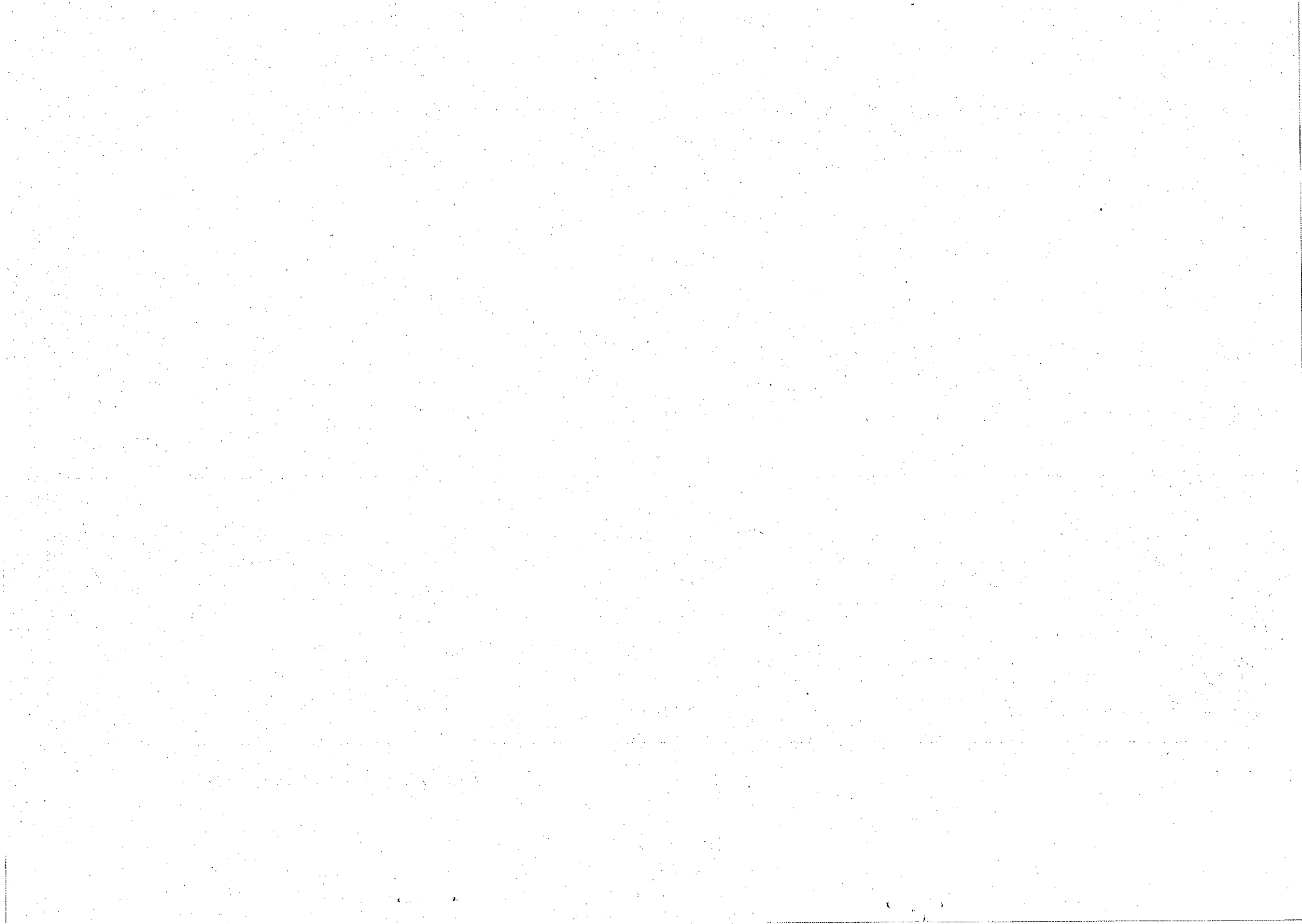
款	項	事業名	継続費の 総 額	平成21年度継続費予算現額			支払義務発 生(見込)額	残 額	翌 年 度 通次繰越額	翌年度通次繰越額 に係る財源内訳		翌年度通次繰 越額に係る繰 越を要するた な卸資産の購 入 限 度 額
				予算計上額	前年度通次 繰 越 額	計				企 業 債	繰越資金等	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1資本的支出	1建設改良費	医療機器 等整備事 業	250,000,000	50,000,000	1,739,161	51,739,161	43,208,025	8,531,136	8,531,136		8,531,136	

平成22年5月31日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

(理由)

平成21年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法施行令(昭和27年政令第403号)第18条の2第1項の規定により報告するものである。



報告第8号

平成21年度箕面市水道事業会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成21年度継続費予算現額			支払義務発生 (見込)額	残額	翌年度通次 繰越額	翌年度通次繰越額 に係る財源内訳			翌年度通次繰越 額に係る繰越を 要するたな卸資 産の購入限度額
				予算計上額	前年度通次 繰越額	計				工事負担金	損益勘定 留保資金	繰越工事 資金	
資本的 1 支出	建設 1 改良費	北部簡易水道 施設整備事業	円 589,929,000	円 291,871,000	円 57,967,100	円 349,838,100	円 127,580,250	円 222,257,850	円 222,257,850	円 197,733,500	円 12,262,175	円 12,262,175	円
		上・下止々呂 美簡易水道施 設整備事業	円 281,503,000	円 212,262,000	円 31,304,300	円 243,566,300	円 71,740,458	円 171,825,842	円 171,825,842		円 85,627,378	円 86,198,464	

平成22年5月31日提出

箕面市長 倉田 哲郎

(理由)

平成21年度における未執行分を翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第18条の2第1項の規定により報告するものである。

報告第9号

平成21年度箕面市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな即資産 の購入限度額	説明
						企業債	工事負担金	損益勘定 留保資金			
資本的 1 支出	建設 1 改良費	拡張事業	円 1,373,379,000	円 1,345,435,525	円 20,000,000	円	円	円 20,000,000	円 7,943,475	円	繰越理由 下記のとおり

平成22年5月31日提出

箕面市長 倉田 哲郎

(理由)

平成21年度施行予定の拡張事業のうち、関係機関との協議及び調整により年度内に完了せず支払義務が生じなかった上水道第5次拡張事業変更認可申請書策定業務委託について、翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。

報告第10号

平成21年度箕面市公共下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						企業債	国庫補助金	繰越工事 資金			
資本的 1 支出	建設 1 改良費	汚水建設改良事業	円 125,075,973	円 82,635,230	円 37,231,050	円 17,500,000	円 17,500,000	円 2,231,050	円 5,209,693	円	繰越理由 下記のとおり
		雨水建設改良事業	147,238,027	124,396,954	22,128,750	12,700,000	7,000,000	2,428,750	712,323		

平成22年5月31日提出

箕面市長 倉田 哲郎

(理由)

平成21年度施行予定の建設改良事業のうち、関係機関との協議の都合により年度内に竣工せず支払義務が生じなかった国道171号地震対策緊急整備工事外1件について、翌年度へ繰り越したため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告するものである。

報告第 1 1 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

写

専決第 4 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

箕面市税条例の一部を改正する条例（別添）

（理由）

地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）が平成 22 年 3 月 31 日に公布され、その一部の規定が同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、箕面市税条例（昭和 25 年箕面市条例第 66 号）の関係規定を緊急に改正する必要があるが生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 22 年 3 月 31 日専決

箕面市長

倉田哲郎

写

箕面市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

箕面市長

倉田哲郎

箕面市条例第十七号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条の三第二項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第三項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第十七条の五の二第一項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢六十五歳以上の者である場合における前二項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第十七条の四第一項中「前条第四項」を「前条第五項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の箕面市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 平成二十二年度分の個人の市民税についての新条例第十七条の三第二

項（同条第四項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第二項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、
「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成二十二年四月三十日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によつて徴収されたい旨の申出があるとき」とする。

報告第 1 2 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

写

専決第 5 号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例（別添）

（理由）

国民健康保険法施行令及び国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部を改正する政令（平成 22 年政令第 66 号）が平成 22 年 3 月 31 日に公布され、同年 4 月 1 日から施行されることに伴い、箕面市国民健康保険条例（昭和 48 年箕面市条例第 5 号）の関係規定を緊急に改正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分する。

平成 22 年 3 月 31 日専決

箕面市長

倉田哲郎

写

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月三十一日

箕面市長

倉田哲郎

箕面市条例第十八号

箕面市国民健康保険条例の一部を改正する条例

箕面市国民健康保険条例（昭和四十八年箕面市条例第五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十六条」を「第二十六条の二」に改める。

第十四条の五中「四十七万円」を「五十万円」に改める。

第十四条の五の九中「十二万円」を「十三万円」に改める。

第十七条第一項中「、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた」の下に「、若しくは令第二十九条の七の二第二項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者」という。）となつた」を、「なくなつた日」の下に「又は特例対象被保険者等となつた日」を加える。

第十九条の次に次の一条を加える。

（特例対象被保険者等の特例）

第十九条の二 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第十三条第一項及び前条第一項の規定の適用については、第十三条第一項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。第二項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方

税法」と、前条第一項第一号中「総所得金額」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第二十八条第一項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第二項の規定によつて計算した金額の百分の三十に相当する金額によるものとする。」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。

第五章中第二十六条の次に次の一条を加える。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第二十六条の二 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

一 氏名及び住所

二 特例対象被保険者等の氏名

三 離職年月日

四 離職理由

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）第十七条の二第一項第一号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の箕面市国民健康保険条例の規定は、平成二十二年分以後の年度の保険料について適用し、平成二十一年度分までの保険料については、なお従前の例による。

報告第 1 3 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

写

専決第6号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成21年度箕面市一般会計補正予算（第12号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成21年度箕面市一般会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成22年3月31日専決

箕面市長

倉田哲郎

平成 21 年度箕面市一般会計補正予算 (第 12 号)

平成 21 年度箕面市の一般会計の補正予算 (第 12 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 122,883 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 42,240,888 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

平成 22 年 3 月 31 日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2 地 方 譲 与 税		280,000	△1,811	278,189
	1 地方揮発油譲与税	50,000	△5,094	44,906
	2 自動車重量譲与税	210,000	△7,549	202,451
3 利 子 割 交 付 金	3 地方道路譲与税	20,000	10,832	30,832
		100,000	50,454	150,454
	1 利 子 割 交 付 金	100,000	50,454	150,454
4 配 当 割 交 付 金		53,000	3,449	56,449
	1 配 当 割 交 付 金	53,000	3,449	56,449
5 株式等譲渡所得割交付金		7,500	18,601	26,101
	1 株式等譲渡所得割交付金	7,500	18,601	26,101
6 地方消費税交付金		1,031,000	74,182	1,105,182
	1 地方消費税交付金	1,031,000	74,182	1,105,182
7 ゴルフ場利用税交付金		1,000	967	1,967
	1 ゴルフ場利用税交付金	1,000	967	1,967
8 自動車取得税交付金		137,020	3,987	141,007
	1 自動車取得税交付金	137,020	3,987	141,007
10 地 方 交 付 税		100,000	30,983	130,983
	1 地 方 交 付 税	100,000	30,983	130,983
11 交通安全対策特別交付金		25,000	678	25,678
	1 交通安全対策特別交付金	25,000	678	25,678
14 国 庫 支 出 金		8,010,724	△227,847	7,782,877
	1 国 庫 負 担 金	2,395,462	△48,319	2,347,143
	2 国 庫 補 助 金	253,134	28,354	281,488
	4 国 庫 交 付 金	5,240,123	△207,882	5,032,241
15 府 支 出 金		2,039,324	2,186	2,041,510
	1 府 負 担 金	1,039,133	△15,793	1,023,340
	2 府 補 助 金	693,730	△440	693,290
	3 府 委 託 金	48,461	△2	48,459
18 繰 入 金	4 府 交 付 金	258,000	18,421	276,421
		1,899,411	55,178	1,954,589
	2 他 会 計 繰 入 金	0	55,178	55,178
20 諸 収 入		1,063,770	4,476	1,068,246
	6 雑 入	410,212	4,476	414,688

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
21 市 債		2,552,400	107,400	2,659,800
	1 市 債	2,552,400	107,400	2,659,800
歳 入 合 計		42,118,005	122,883	42,240,888

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費	1 総 務 管 理 費	5,053,812	122,883	5,176,695
		5,729,886	122,883	5,852,769
歳 出 合 計		42,118,005	122,883	42,240,888

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法				
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他
義務施設整備 教育備業	補正前	千円 85,400	普通貸借 又証券発行	%以内 4 (注)	府 政 の 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に 応じて 繰上償還 すること ができる。
	補正	△ 85,400	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後								
学大規模改修 校修業	補正前	816,100	普通貸借 又証券発行	4 (注)	政 府 の 他	25	5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に 応じて 繰上償還 すること ができる。
	補正	194,800	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	1,010,900	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
幼稚園 大規模改修 業務	補正前	12,200	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正	△ 2,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
	補正後	10,200	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上
合 計	補正前	2,552,400							
	補正	107,400							
	補正後	2,659,800							

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成21年度
(2009年度)

箕面市一般会計補正予算(第12号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 市 税	22,307,074	0	22,307,074
2 地 方 譲 与 税	280,000	△1,811	278,189
3 利 子 割 交 付 金	100,000	50,454	150,454
4 配 当 割 交 付 金	53,000	3,449	56,449
5 株式等譲渡所得割交付金	7,500	18,601	26,101
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,031,000	74,182	1,105,182
7 ギョウ場利用税交付金	1,000	967	1,967
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	137,020	3,987	141,007
9 地 方 特 例 交 付 金	289,200	0	289,200
10 地 方 交 付 税	100,000	30,983	130,983
11 交通安全対策特別交付金	25,000	678	25,678
12 分 担 金 及 び 負 担 金	458,324	0	458,324
13 使 用 料 及 び 手 数 料	725,573	0	725,573
14 国 庫 支 出 金	8,010,724	△227,847	7,782,877
15 府 支 出 金	2,039,324	2,186	2,041,510
16 財 産 収 入	515,820	0	515,820
17 寄 附 金	13,894	0	13,894
18 繰 入 金	1,899,411	55,178	1,954,589
19 繰 越 金	507,971	0	507,971
20 諸 収 入	1,063,770	4,476	1,068,246
21 市 債	2,552,400	107,400	2,659,800
歳 入 合 計	42,118,005	122,883	42,240,888

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	410,960	0	410,960
2 総務費	5,729,886	122,883	5,852,769
3 民生費	12,404,727	0	12,404,727
4 衛生費	4,037,408	0	4,037,408
5 労働費	80,777	0	80,777
6 農林水産業費	96,222	0	96,222
7 商工費	394,013	0	394,013
8 土木費	3,452,067	0	3,452,067
9 消防費	1,213,445	0	1,213,445
10 教育費	10,619,315	0	10,619,315
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	2,968,177	0	2,968,177
13 諸支出金	641,008	0	641,008
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	42,118,005	122,883	42,240,888

2 歳 入

(款) 2 地方譲与税

(項) 1 地方揮発油譲与税

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
2	地 方 譲 与 税	千円 280,000	千円 △1,811	千円 278,189
1	地 方 揮 発 油 譲 与 税			
1	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	50,000	△5,094	44,906
1	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	50,000	△5,094	44,906
2	自 動 車 重 量 譲 与 税	210,000	△7,549	202,451
1	1 自 動 車 重 量 譲 与 税	210,000	△7,549	202,451
3	地 方 道 路 譲 与 税	20,000	10,832	30,832
1	1 地 方 道 路 譲 与 税	20,000	10,832	30,832
3	利 子 割 交 付 金	100,000	50,454	150,454
1	1 利 子 割 交 付 金	100,000	50,454	150,454
1	1 利 子 割 交 付 金	100,000	50,454	150,454
4	配 当 割 交 付 金	53,000	3,449	56,449
1	1 配 当 割 交 付 金	53,000	3,449	56,449
1	1 配 当 割 交 付 金	53,000	3,449	56,449
5	株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	7,500	18,601	26,101
1	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	7,500	18,601	26,101
1	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	7,500	18,601	26,101
6	地 方 消 費 税 交 付 金	1,031,000	74,182	1,105,182
1	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,031,000	74,182	1,105,182
1	1 地 方 消 費 税 交 付 金	1,031,000	74,182	1,105,182
7	ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,000	967	1,967
1	1 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,000	967	1,967
1	1 ゴ ー ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,000	967	1,967
8	自 動 車 取 得 税 交 付 金	137,020	3,987	141,007

節		金 額	説 明	千円
区 分	金 額			
	千円			
1 地方揮発油 譲与税	△5,094	1 地方揮発油譲与税 補正後 44,906,000円—補正前 50,000,000円	△5,094	
1 自動車重量 譲与税	△7,549	1 自動車重量譲与税 補正後 202,451,000円—補正前 210,000,000円	△7,549	
1 地方道路 譲与税	10,832	1 地方道路譲与税 補正後 30,832,000円—補正前 20,000,000円	10,832	
1 利子割交付金	50,454	1 利子割交付金 補正後 150,454,000円—補正前 100,000,000円	50,454	
1 配当割交付金	3,449	1 配当割交付金 補正後 56,449,000円—補正前 53,000,000円	3,449	
1 株式等譲渡 所得割交付金	18,601	1 株式等譲渡所得割交付金 補正後 26,101,000円—補正前 7,500,000円	18,601	
1 地方消費 税 金	74,182	1 地方消費税交付金 補正後 1,105,182,000円—補正前 1,031,000,000円	74,182	
1 ゴルフ場 利用税交付金	967	1 ゴルフ場利用税交付金 補正後 1,967,000円—補正前 1,000,000円	967	

(款) 8 自動車取得税交付金
(項)

(款) 8 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

科 目		補正前の額	補正額	計
款	項 目			
8	1 自動車取得税交付金	千円 137,020	千円 3,987	千円 141,007
	1 自動車取得税交付金	137,000	2,633	139,633
	2 旧法による 自動車取得税交付金	20	1,354	1,374
	10 地方交付税	100,000	30,983	130,983
	1 地方交付税	100,000	30,983	130,983
	1 地方交付税	100,000	30,983	130,983
11	交通安全対策特別交付金	25,000	678	25,678
	1 交通安全対策特別交付金	25,000	678	25,678
	1 交通安全対策特別交付金	25,000	678	25,678
14	国庫支出金	8,010,724	△227,847	7,782,877
1	国庫負担金	2,395,462	△48,319	2,347,143
	1 民生費国庫負担金	2,395,462	△48,319	2,347,143
2	国庫補助金	253,134	28,354	281,488
	2 国庫補助金	253,134	28,354	281,488

節		明	
区 分	金 額	説	
	千円		
1 自動車取得税 交 付 金	2,633	1 自動車取得税交付金 補正後 139,633,000円—補正前 137,000,000円	
1 旧法による 自動車取得税 交 付 金	1,354	1 旧法による自動車取得税交付金 補正後 1,374,000円—補正前 20,000円	
1 地方交付税	30,983	2 特別交付税 補正後 130,983,000円—補正前 100,000,000円	
1 交通安全対策 特 別 交 付 金	678	1 交通安全対策特別交付金 補正後 25,678,000円—補正前 25,000,000円	
1 社会福祉 費 金	△567	9 特別障害者手当等給付費負担金 補正後 49,174,000円—補正前 49,581,000円	
		10 障害者(児)措置費負担金 補正後 0円—補正前 160,000円	
2 児童福祉 費 金	△805	1 保育所運営費負担金 補正後 211,053,000円—補正前 211,171,000円	
		2 特別児童扶養手当取扱事務費負担金 補正後 341,000円—補正前 243,000円	
		3 児童手当費負担金 補正後 383,225,000円—補正前 384,068,000円	
		4 助産施設入所費負担金 補正後 604,000円—補正前 944,000円	
		5 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 1,150,000円—補正前 1,279,000円	
		6 児童扶養手当費負担金 補正後 126,076,000円—補正前 125,549,000円	
3 生活保護 費 金	△46,947	1 生活保護費負担金 補正後 1,060,167,000円—補正前 1,105,460,000円	
		2 中国残留邦人生活支援給付費負担金 補正後 0円—補正前 1,654,000円	

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

(款) 14 国庫支出金
(項) 2 国庫補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
14	2 1 民生費国庫補助金	千円 71,871	千円 15,342	千円 87,213
	3 教育費国庫補助金	170,478	△8,034	162,444
	4 衛生費国庫補助金	0	21,046	21,046
4	国庫交付金	5,240,123	△207,882	5,032,241
	1 総務費国庫交付金	796,762	△103,694	693,068
	5 教育費国庫交付金	4,291,707	△104,188	4,187,519
15	府 支 出 金	2,039,324	2,186	2,041,510
	1 府 負 担 金	1,039,133	△15,793	1,023,340
	1 民生費府負担金	1,039,133	△15,793	1,023,340
2	府 補 助 金	693,730	△440	693,290
	1 総務費府補助金	63,005	16,261	79,266

節		説明	
区分	金額		
1 社会福祉費 補助金	千円 15,245	5 地域生活支援事業費等補助金 補正後 58,717,000円ー補正前 44,271,000円 37 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 799×10/10=799	千円 14,446 799
2 児童福祉費 補助金	△87	5 震災対策推進事業費補助金 補正後 550,000円ー補正前 637,000円	△87
3 生活保護費 補助金	184	1 生活保護適正実施推進事業費補助金 補正後 4,954,000円ー補正前 4,770,000円	184
1 教育総務費 補助金	△8,034	3 幼稚園就園奨励費補助金 補正後 25,512,000円ー補正前 33,546,000円	△8,034
1 保健衛生費 補助金	21,046	1 保健事業費補助金 21,046×10/10=21,046	21,046
1 総務管理費 交付金	△103,694	3 地域活性化・経済危機対策臨時交付金 補正後 207,500,000円ー補正前 208,758,000円 6 地域活性化・きめ細かな臨時交付金 補正後 186,418,000円ー補正前 288,854,000円	△1,258 △102,436
1 小学校費 交付金	△37,940	1 安全・安心な学校づくり交付金 補正後 1,322,560,000円ー補正前 1,330,250,000円 3 地域活性化・公共投資臨時交付金 補正後 1,114,212,000円ー補正前 1,144,462,000円	△7,690 △30,250
2 中学校費 交付金	△65,152	1 安全・安心な学校づくり交付金 補正後 1,005,579,000円ー補正前 1,054,786,000円 3 地域活性化・公共投資臨時交付金 補正後 602,174,000円ー補正前 618,119,000円	△49,207 △15,945
4 幼稚園費 交付金	△1,096	1 安全・安心な学校づくり交付金 補正後 10,468,000円ー補正前 11,152,000円 2 地域活性化・公共投資臨時交付金 補正後 14,769,000円ー補正前 15,181,000円	△684 △412
2 児童福祉費 負担金	△293	1 保育所運営費負担金 補正後 105,526,000円ー補正前 105,585,000円 3 助産施設入所費負担金 補正後 302,000円ー補正前 472,000円 4 母子生活支援施設入所費負担金 補正後 575,000円ー補正前 639,000円	△59 △170 △64
3 生活保護費 負担金	△15,500	1 生活保護費負担金 補正後 69,897,000円ー補正前 85,397,000円	△15,500
1 総務管理費 補助金	16,261	1 萱野中央人権文化センター運営費補助金 補正後 7,968,000円ー補正前 8,632,000円	△664

(款) 15 府支出金
(項) 2 府補助金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
15	2	千円	千円	千円
	1 [総務費府補助金]			
	2 民生費府補助金	394,267	5,514	399,781
	3 衛生費府補助金	52,067	△22,050	30,017
	7 教育費府補助金	33,032	△165	32,867
	3 府 委 託 金	48,461	△2	48,459
	2 民生費府委託金	6	△2	4
	4 府 交 付 金	258,000	18,421	276,421
	1 総務費府交付金	195,188	18,421	213,609
18	繰 入 金	1,899,411	55,178	1,954,589
	2 他 会 計 繰 入 金	0	55,178	55,178
	1 特別会計老人保健医療事業費繰入金	0	55,178	55,178
20	諸 収 入	1,063,770	4,476	1,068,246
	6 雑 入	410,212	4,476	414,688
	3 雑 入	209,612	3,986	213,598
	4 過 年 度 収 入	75	490	565
21	市 債	2,552,400	107,400	2,659,800
	1 市 債	2,552,400	107,400	2,659,800

節		金 額	説 明
区 分	金 額		
	千円		
			2 桜ヶ丘人權文化センター運営費補助金 補正後 5,298,000円ー補正前 5,373,000円 6 大阪府市町村振興補助金 (分権推進分) 17,000×10/10=17,000
			17,000
1 社会福祉費 補 助 金	7,223	4 地域生活支援事業費等補助金 補正後 29,358,000円ー補正前 22,135,000円	7,223
2 児童福祉費 補 助 金	△1,709	11 安心こども基金特別対策事業費補助金 補正後 8,819,000円ー補正前 9,636,000円 12 放課後児童健全育成事業費補助金 補正後 35,522,000円ー補正前 36,414,000円	△817 △892
1 保健衛生費 補 助 金	△22,050	8 保健事業費補助金 補正後 3,415,000円ー補正前 25,018,000円 12 新型インフルエンザ予防接種事業費補助金 補正後 15,098,000円ー補正前 15,545,000円	△21,603 △447
2 社会教育費 補 助 金	△165	4 おおさか元氣広場推進事業費補助金 補正後 1,912,000円ー補正前 2,077,000円	△165
1 児童福祉費 委 託 金	△2	1 出産育児応援事業委託金 補正後 4,000円ー補正前 6,000円	△2
1 総務管理費 交 付 金	318	3 鳥獣保護等事務費交付金 補正後 418,000円ー補正前 100,000円	318
2 徴税費交付金	18,103	1 府民税徴収事務費交付金 補正後 202,159,000円ー補正前 184,056,000円	18,103
1 特別会計 老人保健医療 事業費繰入金	55,178	1 特別会計老人保健医療事業費繰入金	55,178
2 雑 入	3,986	77 後期高齢者医療広域連合管理運営費負担金返還金	3,986
1 過年度収入	490	1 過年度収入 平成20年度児童手当費負担金他	490

節		説 明	千円
区 分	金 額		
1 小学校事業債	82,500 千円	1 東小学校整備事業債 補正後 0円—補正前 35,800,000円 5 西南小学校整備事業債 補正後 0円—補正前 23,700,000円 6 箕面小学校整備事業債 補正後 0円—補正前 2,500,000円 7 小学校大規模改修事業債 補正後 668,400,000円—補正前 523,900,000円	△35,800 △23,700 △2,500 144,500
2 中学校事業債	26,900	4 第三中学校整備事業債 補正後 0円—補正前 23,400,000円 5 中学校大規模改修事業債 補正後 342,500,000円—補正前 292,200,000円	△23,400 50,300
3 幼稚園事業債	△2,000	1 幼稚園大規模改修事業債 補正後 10,200,000円—補正前 12,200,000円	△2,000

(款) 21 市債
(項) 1 市債

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項				
2	総 務 費	千円 5,729,886	千円 122,883	千円 5,852,769	一般財源 122,883
1	総 務 管 理 費	5,053,812	122,883	5,176,695	一般財源 122,883
	22 人権文化推進費	250,103	122,883	372,986	一般財源 122,883

節		明 説	千円
区 分	金 額 千円		
25 積 立 金	122,883	54 文化施設整備基金積立事業【市民文化ホール担当】 25 積 立 金 15 文化施設整備基金積立金	122,883 122,883 122,883

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調査

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現 在 高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債		千円	千円	千円	千円	千円
	補正前	13,521,882	12,406,727	(253,600) 913,700	1,679,285	11,894,742
	補 正			107,400 (253,600)		107,400
	補正後	13,521,882	12,406,727	1,021,100	1,679,285	12,002,142
(8) 小 学 校	補正前	273,080	407,680	585,900	31,007	962,573
	補 正			82,500		82,500
	補正後	273,080	407,680	668,400	31,007	1,045,073
(9) 中 学 校	補正前	294,086	518,864	(253,600) 315,600	10,991	1,077,073
	補 正			26,900 (253,600)		26,900
	補正後	294,086	518,864	342,500	10,991	1,103,973
(10) 幼 稚 園	補正前	99,198	87,655	12,200	11,922	87,933
	補 正			△ 2,000		△ 2,000
	補正後	99,198	87,655	10,200	11,922	85,933
合 計	補正前	27,300,758	26,508,266	(253,600) 2,552,400	2,497,956	26,816,310
	補 正			107,400 (253,600)		107,400
	補正後	27,300,758	26,508,266	2,659,800	2,497,956	26,923,710

注) 当該年度中起債見込額欄の () は前年度からの繰越分 (外書き) である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

報告第 1 4 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

写

専決第7号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成21年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第5号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成21年度箕面市特別会計国民健康保険事業費予算を補正する必要が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成22年3月31日専決

箕面市長

倉田哲郎

平成21年度箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算(第5号)

平成21年度箕面市の特別会計国民健康保険事業費の補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算のうち「第1表 歳入歳出予算補正」に掲げるとおり当該款項の区分及び当該区分ごとの金額を補正する。

平成22年3月31日専決

箕面市長 倉田哲郎

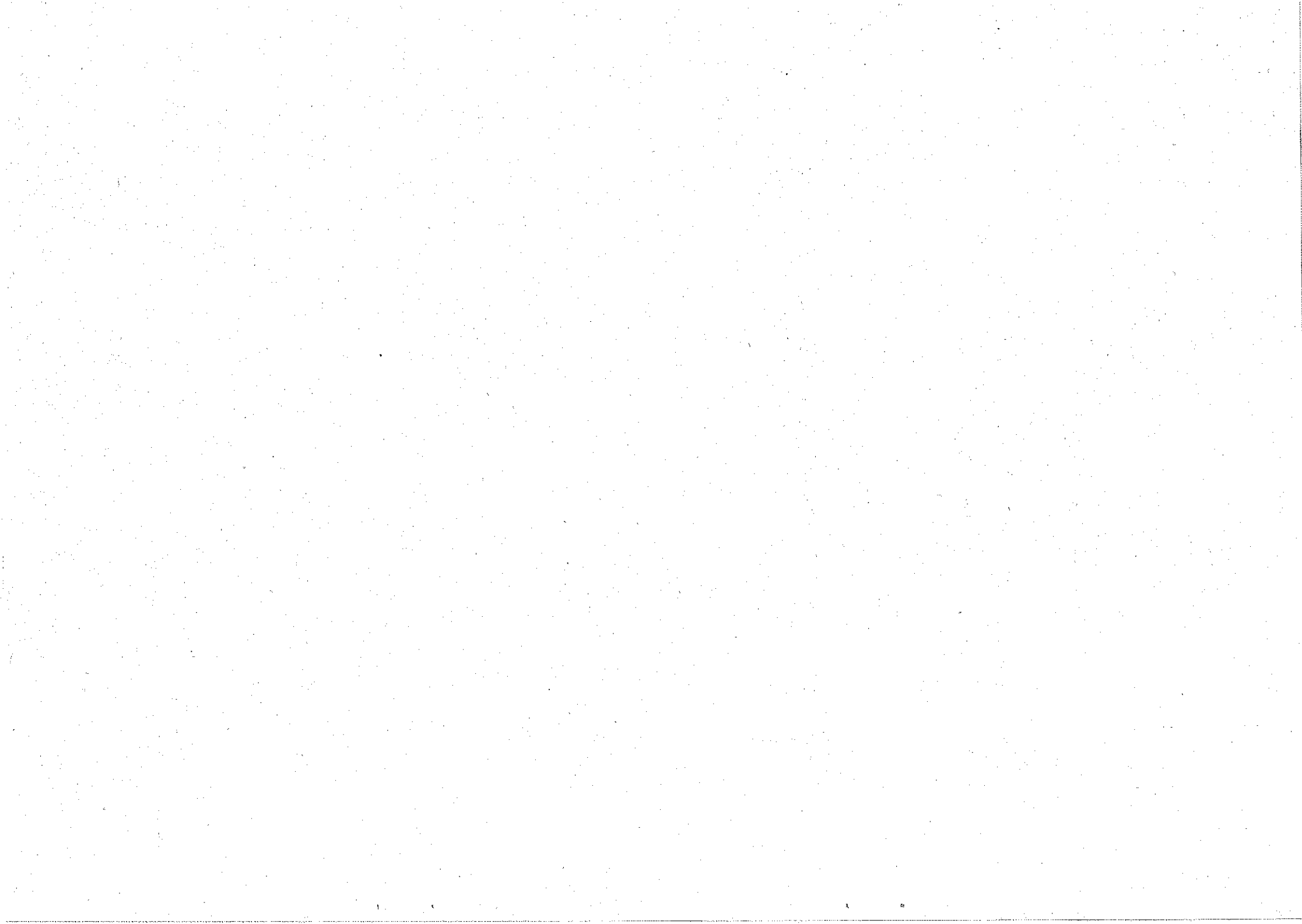
第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
3 国 庫 支 出 金		2,961,903	100,574	3,062,477
	2 国 庫 補 助 金	305,562	100,574	406,136
6 府 支 出 金		608,386	△22,715	585,671
	2 府 補 助 金	535,544	△22,715	512,829
9 諸 収 入		3,313,457	△77,859	3,235,598
	1 雑 入	3,313,457	△77,859	3,235,598
歳 入 合 計		15,627,138	0	15,627,138

平成 21 年度
(2009 年度)

箕面市特別会計国民健康保険事業費補正予算 (第 5 号) 説明書



歳入歳出予算事項別明細書

1 総括 歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 国民健康保険料	3,305,224	0	3,305,224
2 使用料及び手数料	577	0	577
3 国庫支出金	2,961,903	100,574	3,062,477
4 療養給付費等交付金	505,477	0	505,477
5 前期高齢者交付金	2,247,252	0	2,247,252
6 府支出金	608,386	△22,715	585,671
7 共同事業交付金	1,473,702	0	1,473,702
8 繰入金	1,211,160	0	1,211,160
9 諸収入	3,313,457	△77,859	3,235,598
歳入合計	15,627,138	0	15,627,138

2 歳 入

(款) 3 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	目			
3 国	庫 支 出 金	千円 2,961,903	千円 100,574	千円 3,062,477
2 国	庫 補 助 金	305,562	100,574	406,136
1 財	政 調 整 交 付 金	294,351	101,714	396,065
3 出	産 育 児 一 時 金 補 助 金	1,940	△1,140	800
6 府	支 出 金	608,386	△22,715	585,671
2 府	補 助 金	535,544	△22,715	512,829
1 府	補 助 金	24,380	2,700	27,080
2 財	政 調 整 交 付 金	511,164	△25,415	485,749
9 諸	収 入	3,313,457	△77,859	3,235,598
1 雑	入	3,313,457	△77,859	3,235,598
9 雑	入	620,714	△77,859	542,855

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
			千円
1 財 政 調 整 交 付 金	101,714	1 財政調整交付金 補正後 396,065,000円—補正前 294,351,000円	101,714
1 出産育児一時金 補 助 金	△1,140	1 出産育児一時金補助金 補正後 800,000円—補正前 1,940,000円	△1,140
1 事 業 助 成 補 助 金	861	1 事業助成補助金 補正後 3,214,000円—補正前 2,353,000円	861
2 老人医療波及 補 助 金	3,698	1 老人医療波及補助金 補正後 6,366,000円—補正前 2,668,000円	3,698
3 身体障害者等 医 療 波 及 補 助 金	△4,023	1 身体障害者等医療波及補助金 補正後 7,831,000円—補正前 11,854,000円	△4,023
4 事業費補助金	2,164	1 事業費補助金 補正後 9,669,000円—補正前 7,505,000円	2,164
1 財 政 調 整 交 付 金	△25,415	1 財政調整交付金 補正後 485,749,000円—補正前 511,164,000円	△25,415
1 雑 入	△77,859	1 雑収入 補正後 542,855,000円—補正前 620,714,000円	△77,859

(款) 9 雑収入
(項) 1 雑入

報告第 15 号

専決処分の承認を求める件

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙「専決処分書」のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

平成 22 年 5 月 31 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

写

専決第8号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

平成21年度箕面市病院事業会計補正予算（第4号）（別紙）

（理由）

国庫補助金等の確定に伴い、平成21年度箕面市病院事業会計予算を補正する必要性が生じたが、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかなので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

平成22年3月31日専決

箕面市長

倉田哲郎

平成 2 1 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 4 号）

第 1 条 平成 2 1 年度箕面市病院事業会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 1 年度箕面市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第 1 款	病 院 事 業 収 益	7,174,507千円	12,205千円	7,186,712千円
第 2 項	医 業 外 収 益	177,726千円	12,205千円	189,931千円

第 3 条 予算第 4 条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入				
第 1 款	資 本 的 収 入	635,729千円	4,354千円	640,083千円
第 5 項	府 補 助 金		4,354千円	4,354千円

平成 2 2 年 3 月 3 1 日専決

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成21年度（2009年度）箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第4号）

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 病 院 事 業 収 益			千円 7,174,507	千円 12,205	千円 7,186,712	
	2 医 業 外 収 益		177,726	12,205	189,931	
		4 国 庫 補 助 金		10,750	10,750	
		5 府 補 助 金		1,455	1,455	

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資 本 的 収 入			千円 635,729	千円 4,354	千円 640,083	
	5 府 補 助 金			4,354	4,354	
		1 府 補 助 金		4,354	4,354	

平成21年度(2009年度)箕面市病院事業会計資金計画補正(第4号)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
	千円	千円	千円
受 入 資 金	10,422,666	16,559	10,439,225
1 事 業 収 益	6,393,243	12,205	6,405,448
3 出 資 金 等	349,829	4,354	354,183
支 払 資 金	9,033,034		9,033,034
差 引	1,389,632	16,559	1,406,191

平成 2 1 年 度 (2 0 0 9 年 度) 箕 面 市 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 (第 4 号) 説 明 書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1 病院事業収益			千円 7,174,507	千円 12,205	千円 7,186,712		千円	千円
	2 医業外収益		177,726	12,205	189,931			
		4 国庫補助金		10,750	10,750	国庫補助金	10,750	臨床研修費等補助金 新規計上
		5 府補助金		1,455	1,455	府補助金	1,455	拠点型発熱外来整備補助金(診療材料分) 806 新規計上
								新型インフルエンザ入院医療機関設備整備事業補助金 548 新規計上
								産科医分娩手当導入促進事業補助金 101 新規計上

資 本 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1 資 本 的 収 入			千円 635,729	千円 4,354	千円 640,083		千円	千円
	5 府 補 助 金			4,354	4,354			
		1 府 補 助 金		4,354	4,354	府 補 助 金	4,354	拠点型発熱外来整備 補助金(器械備品分) 2,194 新規計上 ハイリスク発熱外 来等整備費補助金 2,160 新規計上

第 5 1 号議案

物件供給契約締結の件

次のとおり物件供給契約を締結する。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 小型水槽付き消防ポンプ自動車（CD－I 型）のぎ装 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 2 6 , 0 4 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市生野区小路東五丁目 5 番 2 0 号
株式会社モリタ 大阪支店
支店長 平 田 隆 吉 |
| 5 | 納入期限 | 平成 2 3 年 2 月 2 8 日 |

（提案理由）

小型水槽付き消防ポンプ自動車（CD－I 型）のぎ装の物件供給契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

第 5 2 号議案

物件供給契約締結の件

次のとおり物件供給契約を締結する。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|--------|---|
| 1 | 契約の目的 | 非常備消防ポンプ自動車（C D - I 型）のぎ装 |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 4 0 , 3 2 0 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市生野区小路東五丁目 5 番 2 0 号
株式会社モリタ 大阪支店
支店長 平 田 隆 吉 |
| 5 | 納入期限 | 平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日 |

（提案理由）

非常備消防ポンプ自動車（C D - I 型）のぎ装の物件供給契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

第 5 3 号議案

物件供給契約締結の件

次のとおり物件供給契約を締結する。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の目的 | 非常備消防ポンプ自動車（C D - I 型）のシャーシ |
| 2 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 2 4 , 4 8 6 , 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 大阪市西淀川区千舟一丁目 4 番 4 5 号
大阪日野自動車株式会社
代表取締役 山 本 啓 |
| 5 | 納入期限 | 平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日 |

（提案理由）

非常備消防ポンプ自動車（C D - I 型）のシャーシの物件供給契約を締結するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により提案するものである。

第 5 4 号議案

損害賠償請求に関する和解及び損害賠償の額を定める件
次のとおり和解する。

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

1 和解の相手方

(甲) [REDACTED]

(所有者) [REDACTED]

(運転者) [REDACTED]

(同乗者) [REDACTED]

(同) [REDACTED]

(乙) 箕面市稲五丁目 7 番 2 号

(同乗者) [REDACTED]

(丙) 吹田市津雲台七丁目 3 番 D 1 2.1 - 1 0 1 号

阪急バス株式会社

千里営業所長 仙 石 康

2 事故の概要

平成21年8月5日午前11時25分頃、箕面市稲五丁目1126番1地先路上において、本市の公用車（公共施設巡回福祉バス運行管理受託会社 阪急バス株式会社の派遣社員運転）が、三叉路を左折しようとして停止していた甲の車両に接触し、甲の車両の右後部を破損し、運転者（甲）、同乗者（甲及び乙）に頸椎捻挫の損傷を与えたものである。

3 和解の内容

（1）本件事故による相手方（甲）及び（乙）の損害額は、2,190,435円とする。

（2）相手方（甲）及び（乙）の損害額に対する市の負担額については、公共施設巡回福祉バスの運行管理委託契約に基づき、その全額を相手方（丙）が負担する。

（提案理由）

交通事故に対する損害賠償請求について和解するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により提案するものである。

第五十五号議案

平成二十二年七月に支給する市長の給与に関する特別措置条

例制定の件

平成二十二年七月に支給する市長の給与に関する特別措置条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

箕面市条例第 号

平成二十二年七月に支給する市長の給与に関する特別措置条

例

(趣旨)

第一条 この条例は、平成二十二年七月に支給する市長の給料の月額及び地域手当の月額に係る特別措置に関し必要な事項を定めるものとする。

(特別措置)

第二条 平成二十二年七月に支給する市長の給与については、箕面市特別職の職員の給与に関する条例（昭和三十五年箕面市条例第十四号）の定めるところによる。ただし、給料の月額及び地域手当の月額は、同条例に規定する給料の月額及び地域手当の月額にそれぞれ十分の一を乗じて得た額を減じた額とする。

(委任)

第三条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

平成二十二年七月に支給する市長の給料の月額及び地域手当の月額を減ずるため、本条例を制定するものである。

第五十六号議案

箕面市条例のよう音及び促音の整理に関する条例制定の件

箕面市条例のよう音及び促音の整理に関する条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市条例のよう音及び促音の整理に関する条例

(目的)

第一条 この条例は、この条例の施行の際、現に効力を有する箕面市条例（以下「既存の条例」という。）の規定中用いられているよう音及び促音を現代的な表記に整理することを目的とする。

(よう音及び促音の改正)

第二条 既存の条例の規定中、よう音又は促音として用いられている「や」、「ゆ」、「よ」、「つ」、「ゃ」、「ゅ」、「ヨ」又は「ッ」は、それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「つ」、「ゃ」、「ゅ」、「ヨ」又は「ッ」に改める。ただし、固有名詞及び法令の引用部分（当該引用部分を読み替える規定がある場合は、読替え後の部分を含む。）については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

(提案理由)

箕面市条例の規定中用いられているよう音及び促音を現代的な表記に整理するため、本条例を制定するものである。

第五十七号議案

箕面市税条例改正の件

箕面市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市税条例の一部を改正する条例

箕面市税条例（昭和二十五年箕面市条例第六十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条の二の次に次の二条を加える。

（個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書）

第十六条の二の二 所得税法第九十四条第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

一 当該給与支払者の氏名又は名称

二 扶養親族の氏名

三 その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第三百十七条の三の二第一項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事

項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

3 前二項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第一項及び第二項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第百九十八条第二項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて総務省令で定めるものをいう。次条第四項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

（個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書）

第十六条の二の三 所得税法第二百三条の五第一項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者（以下この条において「公的年金等支払者」という。）から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

一 当該公的年金等支払者の名称

二 扶養親族の氏名

三 その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を公的年金等支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を経由して提出した前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第二項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書を提出することができる。

3 第一項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第一項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第二百三条の五第四項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第三項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第四十四条の二中「三千二百九十八円」を「四千六百十八円」に改める。

附則第八条中「千五百六十四円」を「二千百九十円」に改める。

附則第十六条の三を次のように改める。

（非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例）

第十六条の三 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第三十七条の十四第五項第二号に規定する非課税上場株式等管理契約（次項において「非課税上場株式等管理契約」という。）に基づき同条第一項に規定する非課税口座内上場株式等（その者が二以上の同条第五項第一号に規定する非課税口座（以下この条において「非課税口座」という。）を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。）の譲渡をした場合には、施行令附則第十八条の六の二第三項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第三十七条の十第二項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

2 租税特別措置法第三十七条の十四第四項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があつた場合には、当該払出しがあつた非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、施行令附則第十八条の六の二第二項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があつたものと、同法第三十七条の十四第四項第一号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあつた非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者について、当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた時に、その払出し時の金額をもつて当該移管、返還又は廃止による払出しがあつた非

課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等
と同一銘柄の同法第三十七条の十一の三第二項に規定する上場株式等の
取得をしたものとそれれみなして、前項及び附則第十六条の規定その
他のこの条例の規定を適用する。

附則第二十三条第一項中「附則第三十五条の三第九項」を「附則第三十
五条の三」に改め、同条第三項中「附則第三十五条の三第十二項」を「附
則第三十五条の三第十項」に改める。

附則第二十六条第一項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及
び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、
法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」
を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第三項中「租税条約実施特例法」
を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第六項中「租税条約実施特例法」
を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税
法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得
税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第二十七条第一項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特
例法」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる
規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十四条の二及び附則第八条の改正規定並びに附則第三条の規定

平成二十二年十月一日

二 第十六条の二の次に二条を加える改正規定及び次条第二項から第四
項までの規定 平成二十三年一月一日

三 附則第十六条の三の改正規定及び次条第五項の規定 平成二十五年

一月一日

(市民税に関する経過措置)

第二条 別段の定めがあるものを除き、改正後の箕面市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成二十二年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第十六条の二の二の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項及び第二項に規定する申告書について適用する。

3 新条例第十六条の二の三の規定は、平成二十三年一月一日以後に提出する同条第一項に規定する申告書について適用する。

4 平成二十三年中に新条例第十六条の二の三第一項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第二項中「前項又は法第三百十七条の三の三第一項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第六号）第一条の規定による改正前の所得税法第二百三条の五第一項の規定による申告書（同条第二項の規定により提出した同条第一項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第三百十七条の三の三第一項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。

5 新条例附則第十六条の三の規定は、平成二十五年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。

(市たばこ税に関する経過措置)

第三条 平成二十二年十月一日（次項及び第三項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであつた市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第四百六十五条第一項の売渡し又は同条第二項の売渡し若しくは消費等（同法第四

百六十九条第一項第一号及び第二号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第四十二条第一項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律附則第三十九条第一項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

一 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき千三百二十円

二 新条例附則第八条に規定する紙巻たばこ 千本につき六百二十六円

3 前項の規定により市たばこ税を課されることとなる者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十二年総務省令第二十七号）別記第二号様式による申告書を指定日から起算して一月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成二十三年三月三十一日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三十四号の二の五様式による納付書によつて納付しな

ければならない。

5 第二項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第四十四条第二項の規定を適用する。この場合において、新条例第四十四条第二項中「前項」とあるのは、「箕面市税条例の一部を改正する条例（平成二十二年箕面市条例第 号）附則第四条第二項」と読み替えるものとする。

（提案理由）

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）等の改正に伴い、市民税及び市たばこ税に関する規定を整備するため、本条例を改正するものである。

第五十八号議案

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例改正
の件

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員団体のための職員の行為の制限の特例に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を次のように改める。

二 箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年箕面市条例第二十一号。以下「勤務時間等に関する条例」という。）に規定する超勤代休時間、休日及び休日の代休日（特に勤務を命ぜられた場合を除く。）

同条に次の二号を加える。

三 勤務時間等に関する条例に規定する年次有給休暇

四 休職の期間

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

職員団体のための職員の行為の制限の特例に、超勤代休時間及び休職の期間を加えるため、本条例を改正するものである。

第五十九号議案

箕面市職員の育児休業等に関する条例改正の件

箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市職員の育児休業等に関する条例（平成四年箕面市条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第二条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条の見出しを「（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条各号列記以外の部分中「第二条第一項」を「第二条第一項ただし書」に改め、同条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育した」と（当該職員）を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削る。

第五条各号列記以外の部分中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第十一条第一号中「第十四条第二号」を「第十四条第一号」に改め、同条第四号中「第十四条第三号」を「第十四条第二号」に改め、同条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の規則で定める方法により養育したこと（当該職員」を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第十九条各号列記以外の部分中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」に改め、同条各号を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の箕面市職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の箕面市職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

(提案理由)

地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百十号）等の改正に伴い、職員の配偶者が育児休業をしている場合においても育児休業等を行うことができるよう関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第六十号議案

箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例改正の件

箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

る条例

箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年箕面市条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び前項」に改め、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができないものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができないものとして別に定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第八条第二項に規定する勤務（災害その他避けることのできない事

由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の箕面市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第八条の二第二項の規定による請求又は平成二十二年六月三十日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務の制限を請求する一の期間の初日とする同条第三項の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

（提案理由）

職員が三歳未満の子を養育するために請求した場合には、職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、時間外勤務をさせてはならない旨の規定を新設するため、本条例を改正するものである。

第六十一号議案

箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例制定の件

箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立止々呂美ふるさと自然館条例

(設置)

第一条 止々呂美地区の豊かな自然環境及び地域資源を活用し、自然体験活動を核とした観光、産業振興等を展開することにより、当該地区の集客力及び魅力を向上させ、もって地域の活性化を図ることを目的として、箕面市立止々呂美ふるさと自然館（以下「自然館」という。）を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称		区 分	位 置
箕面市立止々呂美ふるさと自然館	本館		箕面市下止々呂美九六二番地
	野外活動緑地		箕面市下止々呂美七二七番

(事業)

第二条 自然館は、前条に規定する設置目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 自然館の集客力の向上に資する事業
- 二 地域産業の振興に資する事業
- 三 自然体験及び野外活動に関する事業
- 四 豊かな自然を活用することにより、市民等の保健及び休養に資する

事業

五 市民等の交流に資する事業

六 自然館の施設の利用に関する事業

七 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事業

(指定管理者による管理)

第三条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により自然館の管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 前条の事業の実施に関すること。

二 前条の事業の実施に当たり、必要な物品及び情報を供給する（有償の供給を含む。）こと。

三 自然館の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定管理者は、前項の業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

4 指定管理者は、市長の承認を得て、自然館に当該指定管理者の名称（通称を含む。）を付し、通称として使用することができる。

(指定管理者の指定手続)

第四条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ自然館の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するもののうちから、自然館の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 自然館を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 第二条の事業を効果的に実施できること。

三 自然館を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

（指定管理者の候補者選定の特例）

第五条 市長は、前条第一項の規定による公募をした場合において、応募者がいないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

2 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

（変更の届出）

第六条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

（指定の取消し等）

第七条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第三条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、自然館の管理運営上不適切な行為があったとき。

2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(開館時間及び休館日)

第八条 自然館の開館時間及び休館日は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない範囲で、あらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定めるものとする。

2 指定管理者は、自然館の開館時間及び休館日を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

(利用の許可等)

第九条 自然館を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた者(以下「利用者」という。)が許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、自然館の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

(利用の期間の制限)

第十条 自然館は、引き続き五日以上利用することができない。ただし、指定管理者が必要と認めるとき、又は自然館の管理上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(特別の設備の設置等)

第十一条 利用者は、自然館を利用するに当たって、特別の設備を設置し、又は備付け以外の器具を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(利用の制限)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、自然館の利用を許可しない。

- 一 公益を害するおそれがあるとき。
- 二 施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げるもののほか、自然館の管理上支障があると認めるとき。

(入館の制限)

第十三条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、自然館への入館を禁ずることができる。

- 一 他人に危害を及ぼし、又は迷惑になる行為をする者
- 二 他人の迷惑になる物品又は動物を携帯する者
- 三 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある者
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定管理者が管理上支障があると認める者

(利用の許可の取消し等)

第十四条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、その利用を停止し、又は退去させることができる。

- 一 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。
- 二 利用者が虚偽の申請等により許可を受けたことが判明したとき。
- 三 災害等により次に掲げる事情があるとき。
- イ 市が自然館を利用する必要があるとき。
- ロ 自然館が利用できないと市長が認めるとき。

(利用料金)

第十五条 利用者は、自然館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

2 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

3 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

4 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、科用料金を減額し、又は免除することができる。

6 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めた場合は、その全部又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

（指定管理者が行う個人情報情報の取扱い）

第十六条 指定管理者は、自然館の管理運営を行うに際し、個人情報情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 自然館の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

（原状回復義務）

第十七条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第七条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

（損害賠償）

第十八条 指定管理者又は利用者は、自然館の施設、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、市長の指示するところに従い、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(権利譲渡等の禁止)

第十九条 指定管理者及び利用者は、自然館に関する使用の権利及び許可を受けた自然館の利用に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

(委任)

第二十条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他自然館の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 指定の期間の満了又は第七条の規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があつた場合は、前任の指定管理者が行つた許可は、後任の指定管理者が行つた許可とみなす。

(提案理由)

箕面市立止々呂美ふるさと自然館を設置するとともに、同館の管理について指定管理者制度及び利用料金制度を活用するため、本条例を制定するものである。

第六十二号議案

箕面市立斎場条例制定の件

箕面市立斎場条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立斎場条例

箕面市立斎場条例（平成十二年箕面市条例第七十四号）の全部を改正する。

（設置）

第一条 市民の公衆衛生及び葬儀等に係る利便性の向上を図るため、本市に葬儀、火葬等を行う施設として斎場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立聖苑	箕面市半町四丁目六番三二号

（施設）

第二条 箕面市立聖苑（以下「聖苑」という。）の施設は、次のとおりとする。

- 一 葬儀施設
- 二 火葬施設
- 三 駐車場施設

（火葬施設の管理及び利用）

第三条 聖苑の火葬施設の管理及び利用に関しては、墓地、埋葬等に関する法律（昭和二十三年法律第四十八号）その他関係法令等に定めるもの

のほか、この条例の定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第四条 市長は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十条の二第三項の規定により聖苑の管理を市長が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

一 葬儀施設及び駐車場施設の供用に関すること。

二 火葬に関すること。

三 聖苑の施設、附属設備等の維持管理に関すること。

四 前三号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(指定管理者の指定手続)

第五条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ聖苑の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するもののうちから、聖苑の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 聖苑を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 前条第二項の業務を効率的に実施できること。

三 聖苑を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第六条 市長は、聖苑と箕面市立霊園条例（平成二十二年箕面市条例第

号）第一条に規定する箕面市立霊園とを一体的に管理することが効果的であると認めるときは、これらの施設を併せて一の指定管理者を公募の上、選定することができる。

2 市長は、前条第一項又は前項の規定による公募をした場合において、応募者がいないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

3 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(変更の届出)

第七条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第八条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第四条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、聖苑の管理運営上不適切な行為があつ

たとき。

- 2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(休館日)

第九条 聖苑の休館日は、一月一日及びあらかじめ市長の承認を得て指定管理者が定める日とする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て臨時に休館日を定めることができる。

- 2 指定管理者は、聖苑の休館日を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

(利用の許可等)

第十条 聖苑の葬儀施設及び火葬施設を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、聖苑の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付けることができる。

- 3 聖苑の駐車場施設を利用することができる者は、次のとおりとする。

- 1 第一項の規定により聖苑の葬儀施設又は火葬施設の利用の許可を受けた者

- 2 前号に掲げる者が行う葬儀、火葬等の儀式に参加し、又は参列する者

(利用の制限)

第十一条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、聖苑の葬儀施設及び火葬施設の利用を許可しない。

- 1 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- 2 聖苑の施設、附属設備等を損傷するおそれがあるとき。
- 3 前二号に掲げるもののほか、聖苑の管理上支障があると認めるとき。

(利用の許可の取消し等)

第十二条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の許可を取り消し、その利用を制限し、若しくは停止し、又は退去させることができる。

一 利用者がこの条例の規定に違反し、又はこの条例の規定に基づく指示に従わないとき。

二 利用者が虚偽の申請等により許可を受けたことが判明したとき。

三 災害、事故等により次に掲げる事情があるとき。

イ 市が聖苑を利用する必要があるとき。

ロ 聖苑が利用できないと市長が認めるとき。

(営利行為の禁止)

第十三条 聖苑の施設及びその敷地内においては、物品の販売その他の営利行為をしてはならない。ただし、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て利用者の利便を図るための営利行為は、この限りでない。

(利用料金)

第十四条 聖苑の葬儀施設又は火葬施設の利用の許可を受けた者及び聖苑の駐車場施設を利用する者(以下これらを「利用者」という。)は、利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を指定管理者に納付しなければならない。

2 葬儀施設及び火葬施設に係る利用料金は、利用の許可を受けた際、納付しなければならない。ただし、指定管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 駐車場施設に係る利用料金は、出庫の際、納付しなければならない。

4 指定管理者は、市民の円滑な利用を阻害するおそれのない金額の範囲で、あらかじめ市長の承認を得て利用料金を定めるものとする。

5 指定管理者は、利用料金を定めたときは、速やかに公表しなければならない。

6 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第十五条 遺族が使用する車両については、駐車場施設に係る利用料金を免除する。

2 前項に定めるもののほか、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第十六条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、その全額又は一部を規則で定める基準に従い、還付することができる。

(指定管理者が行う個人情報の取扱い)

第十七条 指定管理者は、聖苑の管理運営を行うに際し、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止並びに適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 聖苑の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た個人の秘密を漏らしてはならない。

(原状回復義務)

第十八条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第八条の規定により、指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった施設、附属設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第十九条 指定管理者又は利用者は、故意又は過失により聖苑の施設、附属設備等を破損し、若しくは滅失し、又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特にやむを得ない理由があると認めた場合は、この限りでない。

(指定管理者が行う管理の委託)

第二十条 指定管理者は、第四条第三項の規定により業務の一部を委託する場合において、駐車場施設に関する業務については、南半町自治会に委託することができる。

(委任)

第二十一条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(準備行為)

2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他聖苑の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

3 この条例による改正前の箕面市立斎場条例の規定による平成二十三年四月一日以後の利用に係る許可は、この条例による改正後の箕面市立斎場条例(以下「新条例」という。)の規定による利用に係る許可とみなす。

4 指定の期間の満了又は新条例第八条の規定による指定の取消しに伴う指定管理者の交代があつた場合は、前任の指定管理者が行つた許可は、後任の指定管理者が行つた許可とみなす。

(提案理由)

箕面市立聖苑の管理について、指定管理者制度及び利用料金制度を活用するため、本条例を制定するものである。

第六十三号議案

箕面市立霊園条例制定の件

箕面市立霊園条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立霊園条例

箕面市立霊園条例(平成十四年箕面市条例第十五号)の全部を改正する。

(設置)

第一条 市民の公衆衛生の向上を図るため、本市に霊園を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
箕面市立霊園	箕面市半町四丁目七二八番一

(霊園の管理及び使用)

第二条 箕面市立霊園(以下「霊園」という。)の管理及び使用に関しては、墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号)その他関係法令等に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(指定管理者による管理)

第三条 市長は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十四条の二第三項の規定により霊園の管理を市長が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に行わせる。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- 一 霊園の管理に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、市長が定める業務

3 指定管理者は、前項に規定する業務を行うに当たり必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て業務の一部を委託することができる。

(指定管理者の指定手続)

第四条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、公募するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者を公募するときは、あらかじめ霊園の概要、管理の基準、業務の範囲、指定の期間、応募の資格、応募の方法、募集期間、選定の基準その他市長が定める事項を公示するものとする。

3 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他市長が定める書類を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の規定により提出された事業計画書等を審査し、次に掲げる基準に該当するものの中から、霊園の設置の目的を最も効果的に達成することができると認めた法人その他の団体を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

一 霊園を利用しようとする者の平等な利用を確保し、かつ、利便性の向上を図ることができること。

二 前条第二項の業務を効率的に実施できること。

三 霊園を適正かつ安定的に管理する能力を有すること。

(指定管理者の候補者選定の特例)

第五条 市長は、霊園と箕面市立斎場条例（平成二十二年箕面市条例第号）第一条に規定する箕面市立聖苑とを一体的に管理することが効果的であると認めるときは、これらの施設を併せて一の指定管理者を公募の上、選定することができる。

2 市長は、前条第一項又は前項の規定による公募をした場合において、

応募者がないときは、指定管理者の候補者を自ら選定することができる。

- 3 前条第三項の規定は、前項の規定により市長が自ら指定管理者の候補者を選定する場合について準用する。

(変更の届出)

第六条 指定管理者は、その名称、所在地その他市長が定める事項に変更があつたときは、十日以内に、その旨を市長に届け出なければならない。

(指定の取消し等)

第七条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 地方自治法第二百四十四条の二第十項に規定する指示に従わないとき。

二 不正な手段により指定管理者の指定を受けたとき。

三 第三条第二項の業務を適正に行うことができなくなったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、霊園の管理運営上不適切な行為があつたとき。

- 2 市長は、前項の規定による指定の取消し等により指定管理者に生じた損害については、一切その責を負わない。

(使用対象者)

第八条 霊園を使用することができる者は、市の区域内に住所を有する者とする。ただし、特に理由があるとき市長が認めた者については、この限りでない。

(使用の許可)

第九条 霊園を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(使用者の公募)

第十条 霊園の使用者の募集は、公募により行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 市長は、霊園の使用者の募集については、霊園の名称、位置、区画数その他規則で定める事項を公示するとともに、市広報紙その他適当な方法により周知するものとする。

(選考)

第十一条 市長は、公募により霊園の使用者の募集を行った場合において、応募した者の数が、募集した区画の数を超えたときは、抽選により選考するものとする。

(使用料)

第十二条 区画を使用しようとする者は、当該使用する区画の使用料(以下「区画使用料」という。)を納付しなければならない。

2 区画を使用しようとする者は、前項に規定する区画使用料に併せて霊園の施設の維持管理に係る費用に充当するための使用料(以下「維持管理使用料」という。)を納付しなければならない。

3 区画使用料及び維持管理使用料(以下「使用料」という。)は、別表のとおりとし、使用者は、使用の許可の際に納付するものとする。

4 使用料は、永代料とする。

(使用料の減免)

第十三条 市長は、災害その他特別の事由により必要があると認めた場合には、使用料の全部又は一部を減額し、又は免除することができる。

(使用許可証の交付)

第十四条 市長は、第十二条の規定により使用料を納付した使用者に対して使用許可証を交付する。

(使用の制限)

第十五条 霊園の区画は、墳墓の用に供する目的以外に使用してはならない。

2 霊園の区画には、親族の焼骨以外のものを埋葬してはならない。

(区画の管理)

第十六条 使用の許可を受けた霊園の区画の清掃、補修等は、使用者が行い、その費用は、使用者の負担とする。

(墓石等の設置の承認)

第十七条 使用者は、使用の許可を受けた霊園の区画に、墓石、囲障、碑石、形像、植栽等を設置しようとするとき、又は既に設置されているこれらの改修等を行おうとするときは、市長の承認を受けなければならない。

(使用権の承継)

第十八条 区画を使用する権利（以下「使用権」という。）は、慣習に従って祖先の祭祀を主宰すべき者がこれを承継する場合に限り移転することができる。

2 使用権を承継する者（複数いる場合は、その代表者）は、当該事由が発生したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による届出があつたときは、法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則等の規定に違反しない限り、当該届出に係る使用権の承継を承認するものとする。

(区画の返還)

第十九条 使用者（前条の規定により使用権を承継した者を含む。以下同じ。）は、使用の許可を受けた霊園の区画が不要となったときは、直ちに市長に届け出て、その区画を原状に回復し、返還しなければならない。

(使用許可の取消し)

第二十条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、霊園の区画の使用の許可を取り消すことができる。

- 一 許可を受けた目的以外に霊園の区画を使用したとき。
- 二 市長の許可なく使用権を譲渡し、又は転貸したとき。
- 三 許可を受けた日から二年を経過しても墓石等を設置しないとき。
- 四 法令又はこの条例若しくはこの条例に基づく規則等の規定に違反したとき。

2 前項の規定により、使用の許可を取り消されたときは、直ちに霊園の区画を原状に回復し、返還しなければならない。

3 使用の許可を取り消された使用者が前項に規定する措置を行わないときは、市長は、当該使用者に対し、当該措置をとるよう命ずることができる。

(使用権の消滅)

第二十一条 使用者の死亡等により、その使用権を承継する者がいないときは、当該使用権は、消滅する。

2 使用権が消滅した場合において、市長は、当該使用権に係る霊園の区画を改葬し、墓石等を移転し、当該区画を原状に回復することができる。

(使用料の還付)

第二十二条 既納の使用料は、還付しない。ただし、使用者が第十九条又は第二十条第二項の規定により霊園の区画を返還したときは、既納の区画使用料の額の六割に相当する額を還付する。

(使用許可証の再交付)

第二十三条 使用者は、使用許可証を紛失し、又は汚したときは、使用許可証の再交付を受けることができる。

- 2 使用許可証の再交付に係る手数料の額は、一件につき五百円とする。

(改葬等の命令)

第二十四条 市長は、第二十条第三項に定める場合のほか、公益上必要と認めるときは、使用者に対し、霊園の区画を改葬し、若しくは移転し、又は設置された墓石等を移転することを命ずることができる。この場合において、市長は、あらかじめ、当該使用者にその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による改葬等に要する費用及び改葬等により生じた損失について補償するものとする。

(禁止行為)

第二十五条 霊園内においては、次の行為をしてはならない。

- 一 霊園の施設及び設備を損傷し、又は汚す行為
- 二 物品等の販売及び勧誘その他これらに類する行為。ただし、指定管理者が市長の承認を得て使用者の利便を図るための行為は、この限りでない。

- 三 前二号に掲げるもののほか、霊園の管理上指定管理者が必要と認める行為

(委任)

第二十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十三年四月一日から施行する。

(準備行為)

- 2 管理に関する業務を行わせる者の選定及び指定の手続その他霊園の管理に必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 この条例による改正前の箕面市立霊園条例の規定による平成二十三年四月一日以後の使用に係る許可は、この条例による改正後の箕面市立霊園条例の規定による使用に係る許可とみなす。

(提案理由)

箕面市立霊園の管理について、指定管理者制度を活用するため、本条例を制定するものである。

別表（第十二条関係）

区画の区分	区画使用料	維持管理使用料
一平方メートル型	四二〇、〇〇〇円	八四、〇〇〇円
二平方メートル型	八四〇、〇〇〇円	一六八、〇〇〇円
二・二平方メートル型	九二四、〇〇〇円	一八四、八〇〇円
三平方メートル型	一、二六〇、〇〇〇円	二五二、〇〇〇円
四平方メートル型	一、六八〇、〇〇〇円	三三六、〇〇〇円
五平方メートル型	二、一〇〇、〇〇〇円	四二〇、〇〇〇円
六平方メートル型	二、五二〇、〇〇〇円	五〇四、〇〇〇円

第六十四号議案

箕面市役所支所設置条例改正の件

箕面市役所支所設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市役所支所設置条例の一部を改正する条例

箕面市役所支所設置条例（昭和三十一年箕面市条例第十九号）の一部を次のように改正する。

本則の表箕面市役所豊川支所の項中「粟生間谷東一丁目から粟生間谷東八丁目まで」を「粟生間谷東一丁目から粟生間谷東三丁目まで、粟生間谷東五丁目から粟生間谷東八丁目まで」に、「彩都粟生南一丁目及び彩都粟生南二丁目、大字粟生間谷、大字粟生外院、大字粟生岩阪並びに大字宿久庄」を「彩都粟生南一丁目から彩都粟生南七丁目まで、彩都粟生北一丁目から彩都粟生北七丁目まで、大字粟生間谷及び大字粟生外院」に改める。

附 則

この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。

（提案理由）

北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業の施行による町及び字の区域の廃止及び変更並びに町の新設に伴い、箕面市役所豊川支所の所管区域を変更するため、本条例を改正するものである。

第六十五号議案

箕面市立総合保健福祉センター条例改正の件

箕面市立総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市立総合保健福祉センター条例の一部を改正する条例

箕面市立総合保健福祉センター条例（平成七年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第三項を削る。

第四条第一項中「別表第一」を「別表」に改め、同条第二項を削る。

別表第二を削り、別表第一を別表とする。

附 則

この条例は、平成二十二年九月一日から施行する。

（提案理由）

市の公共施設に付随する駐車場の管理体系を一元化し、行政財産の有効活用を図るため、本条例を改正するものである。

第六十六号議案

箕面市病院事業の設置等に関する条例改正の件

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市病院事業の設置等に関する条例（昭和五十六年箕面市条例第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

第十二条の見出しを「（診療料金の納付）」に改め、同条第二項を削り、同条を第十一条とする。

第十三条の見出しを「（診療料金の減免）」に改め、同条中「又は駐車場の使用料」を削り、同条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

別表を削る。

附 則

この条例は、平成二十二年九月一日から施行する。

（提案理由）

市の公共施設に付随する駐車場の管理体系を一元化し、行政財産の有効活用を図るため、本条例を改正するものである。

第六十七号議案

箕面市あんしん消防救急基金条例制定の件

箕面市あんしん消防救急基金条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市あんしん消防救急基金条例

(設置)

第一条 本市における消防活動及び救急活動に係る消防力の充実強化等を図り、市民が安心して暮らすことができるまちづくりの財源に充てるため、箕面市あんしん消防救急基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第二条 基金は、毎年度予算の範囲内で積み立てるものとする。ただし、財政の状況によってやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第五条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第六条 基金は、第一条の設置の目的を達成するために必要な財源に充てる場合に限り、処分することができる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、基金に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

(みんなの箕面の緑の寄附条例の一部改正)

2 みんなの箕面の緑の寄附条例(平成二十一年箕面市条例第一号)の一部を次のように改正する。

第二条中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 消防活動及び救急活動に係る消防力の充実強化等に関する事業

第四条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六 箕面市あんしん消防救急基金

(提案理由)

本市における消防活動及び救急活動に係る消防力の充実強化等を図り、市民が安心して暮らすことができるまちづくりのため、本条例を制定するものである。

第六十八号議案

箕面市火災予防条例改正の件

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市火災予防条例の一部を改正する条例

箕面市火災予防条例（昭和四十八年箕面市条例第十二号）の一部を次のように改正する。

第八条の三第一項中「又は熔融炭酸塩型燃料電池」を「、熔融炭酸塩型燃料電池又は固体酸化物型燃料電池」に改め、同条第二項中「固体高分子型燃料電池」の下に「又は固体酸化物型燃料電池」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年十二月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に設置され、又は設置の工事がされている燃料電池発電設備（固体酸化物型燃料電池による発電設備に限る。）のうち、改正後の第八条の三の規定に適合しないものについては、当該規定は、適用しない。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成十四年総務省令第二十四号）の改正に伴い、関係規定を整理するため、本条例を改正するものである。

第六十九号議案

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例改

正の件

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

箕面市水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例（昭和四十一年箕面市条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第一号イ(1)中「大字栗生岩阪」を「彩都栗生南四丁目、彩都栗生南五丁目、彩都栗生南六丁目、彩都栗生南七丁目、彩都栗生北一丁目、彩都栗生北二丁目、彩都栗生北三丁目、彩都栗生北四丁目、彩都栗生北五丁目、彩都栗生北六丁目、彩都栗生北七丁目」に、同号イ(6)中「及び大字栗生岩阪」を「彩都栗生南四丁目、彩都栗生南五丁目、彩都栗生南六丁目、彩都栗生南七丁目、彩都栗生北一丁目、彩都栗生北二丁目、彩都栗生北三丁目、彩都栗生北四丁目、彩都栗生北五丁目、彩都栗生北六丁目、及び彩都栗生北七丁目」に改め、同項第五号ロ中「千九百九十二ヘクタール」を「二千二十ヘクタール」に改め、同号ハ中「十五万八千三百八十七人」を「十五万七千九人」に改め、同号ニ中「九万七千三十二立方メートル」を「九万七千四百五立方メートル」に改め、同号ヘ中「千九百九十二ヘクタール」を「二千二十ヘクタール」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第二項第一号イ(1)及び(6)の改正規定は、平成二十二年十二月一日から施行する。

(提案理由)

北部大阪都市計画事業国際文化公園都市特定土地区画整理事業の施行による町及び字の区域の廃止及び変更並びに町の新設に伴い、箕面市水道事業の給水区域を変更し、及び箕面市猪名川流域関連公共下水道事業計画の変更認可に伴い、箕面市公共下水道事業の予定処理区域面積等を改定するため、本条例を改正するものである。

第七十号議案

箕面市水道事業給水条例改正の件

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十二年五月三十一日提出

箕面市長 倉田 哲郎

箕面市条例第 号

箕面市水道事業給水条例の一部を改正する条例

箕面市水道事業給水条例（平成九年箕面市条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項第一号の表中「九六六円」を「七七九円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の箕面市水道事業給水条例第二十二條第一項の規定は、平成二十二年七月一日以後の水道の使用に係る水道料金について適用し、同日前の水道の使用に係る水道料金については、なお従前の例による。

3 平成二十二年七月一日以後最初に計量した日から前回計量した日の翌日までの間における水道料金の算定の基礎となる使用水量は、その使用期間中各日均等に使用したものとみなす。

(提案理由)

大阪府営水道料金の引下げによる受水費の減少に伴い、大阪府営水道を主水源とする箕面市水道事業及び箕面市北部簡易水道事業(上止々呂美簡易水道事業及び下止々呂美簡易水道事業の給水区域を除く。)に係る水道料金を改定するため、本条例を改正するものである。

第71号議案

平成22年度箕面市一般会計補正予算(第2号)

平成22年度箕面市の一般会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238,022千円を追加し、歳入歳出それぞれ38,812,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成22年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
13 使用料及び手数料		714,744	△377	714,367
	1 使 用 料	440,095	△377	439,718
14 国 庫 支 出 金		4,845,546	86,014	4,931,560
	2 国 庫 補 助 金	162,172	△26,212	135,960
	3 国 庫 委 託 金	45,803	2,994	48,797
	4 国 庫 交 付 金	177,591	109,232	286,823
15 府 支 出 金		2,374,045	36,275	2,410,320
	2 府 補 助 金	848,790	32,458	881,248
	3 府 委 託 金	147,631	1,695	149,326
	4 府 交 付 金	286,713	2,122	288,835
16 財 産 収 入		100,788	2,460	103,248
	1 財 産 運 用 収 入	100,786	2,460	103,246
20 諸 収 入		1,066,173	77,650	1,143,823
	6 雑 入	416,491	77,650	494,141
21 市 債		3,336,800	36,000	3,372,800
	1 市 債	3,336,800	36,000	3,372,800
歳 入 合 計		38,574,807	238,022	38,812,829

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
2 総 務 費		4,753,980	36,300	4,790,280
	1 総 務 管 理 費	3,952,640	36,300	3,988,940
3 民 生 費		14,349,082	1,913	14,350,995
	1 社 会 福 祉 費	3,727,311	△33,471	3,693,840
	2 児 童 福 祉 費	6,161,072	35,384	6,196,456
4 衛 生 費		3,976,357	△20,379	3,955,978
	1 保 健 衛 生 費	1,024,156	△4,023	1,020,133
	2 清 掃 費	2,121,669	△16,356	2,105,313
6 農 林 水 産 業 費		95,250	832	96,082
	1 農 業 費	80,693	832	81,525
7 商 工 費		520,616	187,439	708,055
	1 商 工 費	486,373	187,439	673,812
8 土 木 費		3,793,899	△1,787	3,792,112
	5 住 宅 費	167,402	△1,787	165,615
9 消 防 費		1,192,344	29,649	1,221,993
	1 消 防 費	1,192,344	29,649	1,221,993
10 教 育 費		6,248,950	3,699	6,252,649
	1 教 育 総 務 費	3,034,969	6,523	3,041,492
	4 幼 稚 園 費	459,336	5,496	464,832
	5 社 会 教 育 費	1,015,161	△2,320	1,012,841
	6 保 健 体 育 費	490,135	△6,000	484,135
		3,668	356	4,024
13 諸 支 出 金	1 諸 費	3,668	356	4,024
歳 出 合 計		38,574,807	238,022	38,812,829

第 2 表 地方債補正

起債の目的	補正区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法					
					資金区分	償還期間	据置期間	償還の方法	その他	
一般補助施設等事業	補正前	千円 103,000	普通貸借は 又証券発行	%以内 4 (注)	政 府 その 他	年以内 25	年以内 5	半年賦又は 年賦、元利 均等又は元 金均等	必要に応じ て繰上償還 することが できる。	
	補正	36,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
	補正後	144,000	同上	同上	同上	同上	同上	同上	同上	
	補正前	3,336,800								
補正	36,000									
補正後	3,372,800									
合 計										

注) ただし、利率見直し方式による借入れを行う場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率

平成22年度
(2010年度)

箕面市一般会計補正予算(第2号) 説明書

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括
歳入

款	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 市 税	21,985,000	0	21,985,000
2 地 方 譲 与 税	270,000	0	270,000
3 利 子 割 交 付 金	100,000	0	100,000
4 配 当 割 交 付 金	40,000	0	40,000
5 株式等譲渡所得割交付金	20,000	0	20,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1,006,000	0	1,006,000
7 ゴルフ場利用税交付金	1,000	0	1,000
8 自動車取得税交付金	100,000	0	100,000
9 地 方 特 例 交 付 金	226,000	0	226,000
10 地 方 交 付 税	100,000	0	100,000
11 交通安全対策特別交付金	25,000	0	25,000
12 分 担 金 及 び 負 担 金	503,029	0	503,029
13 使 用 料 及 び 手 数 料	714,744	△377	714,367
14 国 庫 支 出 金	4,845,546	86,014	4,931,560
15 府 支 出 金	2,374,045	36,275	2,410,320
16 財 産 収 入 金	100,788	2,460	103,248
17 寄 附 金	1,101	0	1,101
18 繰 入 金	1,754,525	0	1,754,525
19 繰 越 金	5,056	0	5,056
20 諸 収 入	1,066,173	77,650	1,143,823
21 市 債	3,336,800	36,000	3,372,800
歳 入 合 計	38,574,807	238,022	38,812,829

歳 出

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 議会費	417,247	0	417,247
2 総務費	4,753,980	36,300	4,790,280
3 民生費	14,349,082	1,913	14,350,995
4 衛生費	3,976,357	△20,379	3,955,978
5 労働費	78,205	0	78,205
6 農林水産業費	95,250	832	96,082
7 商工費	520,616	187,439	708,055
8 土木費	3,793,899	△1,787	3,792,112
9 消防費	1,192,344	29,649	1,221,993
10 教育費	6,248,950	3,699	6,252,649
11 災害復旧費	20,000	0	20,000
12 公債費	3,075,209	0	3,075,209
13 諸支出金	3,668	356	4,024
14 予備費	50,000	0	50,000
歳出合計	38,574,807	238,022	38,812,829

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源		一 般 財 源		
国 府 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
千円	千円	千円	千円	
0	0	0	0	
31,020	0	2,200	3,080	
28,514	0	2,082	△28,683	
0	0	0	△20,379	
0	0	0	0	
832	0	0	0	
52,000	36,000	75,000	24,439	
0	0	0	△1,787	
0	0	1	29,648	
9,679	0	0	△5,980	
0	0	0	0	
0	0	0	0	
0	0	0	356	
0	0	0	0	
122,045	36,000	79,283	694	

2 歳 入

(款) 13 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

科 目		補正前の額	補正額	計
款 項	日			
13 使用料及び手数料		千円 714,744	千円 △377	千円 714,367
1 使用料		440,095	△377	439,718
2 民生使用料		4,369	△377	3,992
14 国庫支出金		4,845,546	86,014	4,931,560
2 国庫補助金		162,172	△26,212	135,960
1 総務費国庫補助金		22,928	△22,928	0
4 土木費国庫補助金		3,534	△3,284	250
3 国庫委託金		45,803	2,994	48,797
2 民生費国庫委託金		37,232	190	37,422
3 教育費国庫委託金		3,614	2,804	6,418
4 国庫交付金		177,591	109,232	286,823
1 総務費国庫交付金		967	53,948	54,915
3 商工費国庫交付金		117,450	52,000	169,450
4 土木費国庫交付金		22,341	3,284	25,625
15 府支出金		2,374,045	36,275	2,410,320
2 府補助金		848,790	32,458	881,248
1 民生費府補助金		558,658	29,982	588,640
4 農林水産業費府補助金		350	1,076	1,426

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
1 社会福祉 使 用 料	△377	2 総合保健福祉センター使用料 補正後 3,729,000円ー補正前 4,106,000円	△377
1 総務管理費 補 助 金	△22,928	2 住宅・建築物耐震改修モデル事業費補助金 補正後 0円ー補正前 22,928,000円	△22,928
1 土木管理費 補 助 金	△3,284	1 住宅・建築物安全スリット形成事業費補助金 補正後 0円ー補正前 3,284,000円	△3,284
1 社会福祉費 委 託 金	190	1 国民年金事務費委託金 補正後 31,130,000円ー補正前 30,940,000円	190
1 教育総務費 委 託 金	2,804	2 中学校武道必修化事業費委託金	2,804
1 総務管理費 交 付 金	53,948	3 社会資本整備総合交付金	53,948
1 商工費交付金	52,000	1 地域活力基盤創造交付金 補正後 0円ー補正前 21,450,000円	△21,450
		2 まちづくり交付金 補正後 0円ー補正前 96,000,000円	△96,000
		3 社会資本整備総合交付金	169,450
1 土木管理費 交 付 金	3,284	1 地域住宅交付金 補正後 0円ー補正前 4,341,000円	△4,341
		3 社会資本整備総合交付金	7,625
2 道路橋りょう 費 交 付 金	0	1 地域活力基盤創造交付金 補正後 0円ー補正前 18,000,000円	△18,000
		2 社会資本整備総合交付金	18,000
1 社会福祉費 補 助 金	△6,787	3 障害者グループホーム等運営補助金 補正後 0円ー補正前 6,787,000円	△6,787
2 児童福祉費 補 助 金	36,769	21 安心子ども基金特別対策事業費補助金 補正後 189,619,000円ー補正前 152,850,000円	36,769
1 農業費補助金	1,076	7 農地制度実施円滑化事業費補助金 1,076×10÷10=1,076	1,076

(款) 15 府支出金
(項) 2 府補助金

(款) 15 府支出金

(項) 2 府補助金

科 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
款 項	目			
15	2	千円 96,763	千円 1,400	千円 98,163
	8 教育費府補助金			
	3 府 委 託 金	147,631	1,695	149,326
	5 教育費府委託金	18	1,695	1,713
	4 府 交 付 金	286,713	2,122	288,835
	2 民生費府交付金	80,191	2,122	82,313
16 財 産 収 入		100,788	2,460	103,248
	1 財 産 運 用 収 入	100,786	2,460	103,246
	1 財 産 貸 付 収 入	86,920	2,459	89,379
	2 基 金 収 益 金	13,866	1	13,867
20 諸 収 入		1,066,173	77,650	1,143,823
	6 雑 入	416,491	77,650	494,141
	3 雑 入	199,544	77,650	277,194
21 市 債		3,336,800	36,000	3,372,800
	1 市 債	3,336,800	36,000	3,372,800
	2 商 工 債	108,000	36,000	144,000

節		説 明	
区 分	金 額		
	千円		
1 教育総務費 補 助 金	1,400	9 地域本部小学校活動拠点整備事業費補助金 1,400×10/10=1,400	千円 1,400
1 教育総務費 委 託 金	1,695	2 日本語指導体制整備事業委託金 3 支援教育体制整備事業委託金	1,500 195
2 児童福祉費 交 付 金	2,122	1 子育て支援交付金 補正後 30,613,000円—補正前 28,491,000円	2,122
1 土地建物 貸 付 収 入	2,459	5 市有建物賃付料 補正後 19,140,000円—補正前 16,681,000円	2,459
29 あんしん 消防救急基金 運 用 収 入	1	1 あんしん消防救急基金運用収入	1
2 雑 入	77,650	7 自治総合センターコミュニティ助成金 35 河川環境管理財団助成金 41 西日本高速道路株式会社道路関連公共施設等整備助成金	2,200 450 75,000
1 商工業事業債	36,000	1 北部地域活性化事業債 補正後 144,000,000円—補正前 108,000,000円	36,000

3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
款 項	目					
2 総 務 費		千円 4,753,980	千円 36,300	千円 4,790,280	国庫支出金 諸収入	千円 31,020 2,200
					一般財源	3,080
	1 総 務 管 理 費	3,952,640	36,300	3,988,940	国庫支出金 諸収入	31,020 2,200
					一般財源	3,080
	1 一 般 管 理 費	1,418,403	△89	1,418,314	一般財源	△89
	7 支 所 費	18,910	△1,682	17,228	一般財源	△1,682
	9 人 事 管 理 費	1,142,673	△2,224	1,140,449	一般財源	△2,224
	11 住 居 表 示 費	7,414	△664	6,750	一般財源	△664
	13 安全都市推進費	56,213	28,200	84,413	国庫支出金 一般財源	31,020 △2,820
	21 人権文化推進費	59,430	10,559	69,989	一般財源	10,559
3 民 生 費	26 市民活動促進費	615	2,200	2,815	諸収入	2,200
		14,349,082	1,913	14,350,995	使用料及び手数料 国庫支出金 府支出金 財産収入	△377 190 28,324 2,459

節		金額 千円	説明	千円
区分	金			
2 給料	△81		1 人件費（一般管理費特別職給）【職員課】 2 給料 1 特別職給 市長 △81 3 職員手当等 △8 4 地域手当 △8	△89 △81 △81 △8
3 職員手当等	△8			
13 委託料	△1,682		2 豊川支所管理事業【豊川支所】 13 委託料 1 委託料 清掃委託他 △1,682	△1,682 △1,682 △1,682
1 報酬	△2,224		8 人事管理事業【職員課】 1 報酬 3 非常勤職員報酬 施設管理担当員 △2,224	△2,224 △2,224 △2,224
13 委託料	△664		50 住居表示実施事業【窓口課】 13 委託料 1 委託料 住居表示台帳等作成委託 △664	△664 △664 △664
19 負担金補助及び交付金	28,200		50 市内公共交通整備事業【交通政策課】 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 地域公共交通活性化協議会 △28,200 2 補助金 地域公共交通活性化協議会補助金 56,400	28,200 28,200 △28,200 56,400
19 負担金補助及び交付金	△178		6 大阪府人権協会運営費負担事業【人権国際課】 19 負担金補助及び交付金 1 負担金 大阪府人権協会 △178	△178 △178 △178
25 積立金	10,737		56 文化施設整備基金積立事業【市民文化ホール担当】 25 積立金 15 文化施設整備基金積立金 10,737 50 地域コミュニティ振興助成事業【文化・市民活動促進課】 19 負担金補助及び交付金 2 補助金 コミュニティ助成事業補助金 2,200	10,737 10,737 2,200 2,200 2,200
19 負担金補助及び交付金	2,200			

(款) 3 民生費

(項) 1 社会福祉費

科 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳
款	項 目				
3		千円	千円	千円	千円
1	社会福祉費	3,727,311	△33,471	3,693,840	一般財源 △28,683 使用料及び手数料 △377 国庫支出金 190 府支出金 △6,787 財産収入 2,459 一般財源 △28,956
2	国民年金費	5,788	190	5,978	国庫支出金 190
10	総合保健福祉センター費	359,760	△22,623	337,137	使用料及び手数料 △377 財産収入 2,459 一般財源 △24,705
11	障害福祉費	1,796,972	△11,038	1,785,934	府支出金 △6,787 一般財源 △4,251
2	児童福祉費	6,161,072	35,384	6,196,456	府支出金 35,111 一般財源 273
1	児童福祉総務費	3,229,560	35,111	3,264,671	府支出金 35,111

節 区 分		金 額	説 明	
		千円		千円
1 報 酬	190		1 国民年金事業【国保年金課】	190
			1 報 酬	190
			3 非常勤職員報酬	190
			国民年金相談員	190
13 委 託 料	△22,623		1 総合保健福祉センター等管理事業【健康福祉政策課】	△22,623
			13 委 託 料	△22,623
			1 委 託 料	△19,581
			施設各種管理委託	△22,623
			総合相談窓口業務委託	△3,042
19 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	2,134		6 障害者地域生活支援事業【障害福祉課】	2,134
20 扶 助 費	△13,172		19 負担金補助及び交付金	2,134
			2 補 助 金	2,134
			障害者地域生活支援事業補助金	2,134
			20 地域生活支援事業利用者負担助成事業（扶助費）【障害福祉課】	△297
			20 扶 助 費	△297
			1 扶 助 費	△297
			地域生活支援事業利用者負担助成費	△297
			25 障害者グループホーム事業（扶助費）【障害福祉課】	△13,575
			20 扶 助 費	△13,575
			1 扶 助 費	△13,575
			障害者グループホーム費	△13,575
			30 日常生活用具給付事業（扶助費）【障害福祉課】	700
			20 扶 助 費	700
			1 扶 助 費	700
			日常生活用具給付費	700
8 報 償 費	150		56 園庭開放推進事業（保育所）【幼児育成課】	4,830
11 需 用 費	62		18 備品購入費	1,260
			1 庁用器具費	1,260
			園庭開放用遊具	1,260
13 委 託 料	1,870		19 負担金補助及び交付金	3,570
			2 補 助 金	3,570
			園庭開放推進事業補助金	3,570
14 使用料及び賃借料	40			
18 備品購入費	24,750		57 インフルエンザ等感染防止対策事業（保育所）【幼児育成課】	28,159
			18 備品購入費	23,490

(款) 3 民生費
(項) 2 児童福祉費

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項				
3	2				
	1 [児童福祉総務費]	千円	千円	千円	千円
	2 児童福祉施設費	1,300,732	273	1,301,005	一般財源 273
4	衛生費	3,976,357	△20,379	3,955,978	一般財源 △20,379
	1 保健衛生費	1,024,156	△4,023	1,020,133	一般財源 △4,023
	7 斎 場 費	152,640	△4,023	148,617	一般財源 △4,023
	2 清 掃 費	2,121,669	△16,356	2,105,313	一般財源 △16,356
	2 塵芥処理費	190,383	△3,085	187,308	一般財源 △3,085

節		明	
区分	金額		
19 負担金補助 及び交付金	千円 8,239	1 庁用器具費 空調機	千円 23,490
		19 負担金補助及び交付金	4,669
		2 補助金	4,669
		インフルエンザ等感染防止対策事業補助金	4,669
		58 子育て団体支援事業【子育て応援担当】	1,870
		13 委託料	1,870
		1 委託料	1,870
		子育て団体支援業務委託	1,870
		59 体力向上推進事業【幼児育成課】	252
		8 報償費	150
		1 報償金	150
		講師謝礼他	150
		11 需用費	62
		1 消耗品費	11
		4 印刷製本費	51
		諸用紙	51
		14 使用料及び賃借料	40
		1 使用料	40
19 負担金補助 及び交付金	273	53 保育所待機児童緊急対策事業【幼児育成課】	273
		19 負担金補助及び交付金	273
		2 補助金	273
		認可外保育施設保護者補助金	123
		認可外保育施設運営費補助金	150
		13 委託料	△4,023
13 委託料	△4,023	2 聖苑維持管理事業【聖苑】	△4,023
		13 委託料	△4,023
		1 委託料	△4,023
		火葬等業務委託	△2,050
		清掃委託他	△1,973
		2 ごみ収集事業【環境整備課】	△1,424
13 委託料	△2,834	13 委託料	△1,173
		1 委託料	△1,173
		可燃ごみ・かん・びん収集委託	△1,173
27 公課費	△251	27 公課費	△251
		1 公課費	△251
		3 ごみ収集棟管理事業【環境整備課】	△1,661
		13 委託料	△1,661

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

(款) 4 衛生費
(項) 2 清掃費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
4	2 2[塵芥処理費]	千円	千円	千円	千円
	4 清掃工場費	974,010	△13,271	960,739	一般財源 △13,271
6	農 林 水 産 業 費	95,250	832	96,082	府支出金 832
	1 農 業 費	80,693	832	81,525	府支出金 832
	1 農業委員会費	31,417	832	32,249	府支出金 832
7	工 業 費	520,616	187,439	708,055	国庫支出金 52,000 諸収入 75,000 市債 36,000 一般財源 24,439
	1 商 工 費	486,373	187,439	673,812	国庫支出金 52,000 諸収入 75,000 市債 36,000 一般財源 24,439
	4 北部地域活性化事業費	254,930	187,439	442,369	国庫支出金 52,000 諸収入 75,000 市債 36,000 一般財源 24,439

節		明	千円
区分	金額		
	千円		
		1 委託料 清掃委託 設備保守点検委託	△1,661 △695 △966
13 委託料	△13,271	1 リサイクルセンター管理事業【リサイクルセンター】	△642
		13 委託料	△642
		1 委託料 資源選別委託他	△642
		8 固化灰等搬送処理事業【環境施設課】	△10,032
		13 委託料	△10,032
		1 委託料 固化灰等搬送委託	△10,032
		9 ごみ処理施設運転管理業務委託事業【環境施設課】	△2,597
		13 委託料	△2,597
		1 委託料 ごみ処理施設運転管理業務委託	△2,597
7 賃金	832	52 臨時職員雇用事業（農地制度実施円滑化事業）【職員課】	832
		7 賃金	832
		1 臨時雇賃金	832
11 需用費	120	50 北部地域活性化事業【商工観光課】	187,439
		11 需用費	120
13 委託料	16,147	1 消耗品費	120
		13 委託料	16,147
15 工事請負費	170,033	1 委託料 現場管理委託 実施設計委託	16,147 4,913 11,234
18 備品購入費	1,139	15 工事請負費	170,033
		1 工事請負費 止々呂美ふさと自然館（野外活動緑地） 新設工事	170,033 170,033
		18 備品購入費	1,139
		1 庁用器具費 施設管理運営用	1,139

(款) 7 商工費
(項) 1 商工費

(款) 8 土木費
(項) 5 住宅費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項				
8	土 木 費	千円 3,793,899	千円 △1,787	千円 3,792,112	一般財源 △1,787
	5 住 宅 費				
	5 住 宅 費	167,402	△1,787	165,615	一般財源 △1,787
	1 住 宅 管 理 費	163,348	△1,787	161,561	一般財源 △1,787
9	防 費	1,192,344	29,649	1,221,993	財産収入 一般財源 1 29,648
	1 消 防 費	1,192,344	29,649	1,221,993	財産収入 一般財源 1 29,648
	1 常 備 消 防 費	1,349,586	29,790	1,079,376	財産収入 一般財源 1 29,789
	2 非 常 備 消 防 費	134,343	△141	134,202	一般財源 △141
10	教 育 費	6,248,950	3,699	6,252,649	国庫支出金 府支出金 一般財源 2,804 6,875 △5,980
	1 教 育 総 務 費	3,034,969	6,523	3,041,492	国庫支出金 府支出金 一般財源 2,804 3,095 624
	3 教 育 指 導 費	527,953	6,523	534,476	国庫支出金 府支出金 一般財源 2,804 3,095 624

節		説 明	千円
区 分	金 額 千円		
14 使用料及び 賃 借 料	△1,787	3 借上公営住宅管理事業【建築住宅課】 14 使用料及び賃借料 2 賃 借 料 住宅借上料 △1,787	△1,787 △1,787 △1,787
25 積 立 金	30,001	20 常備消防車両管理事業【警防第一課】 27 公 課 費 1 公 課 費	△192 △192 △192
27 公 課 費	△211	50 常備消防車両購入更新事業【警備課】 27 公 課 費 1 公 課 費	△19 △19 △19
		51 あんしん消防救急基金積立事業【総務課】 25 積 立 金 20 あんしん消防救急基金積立金	30,001 30,001 30,001
27 公 課 費	△141	10 非常備消防車両管理事業【警備課】 27 公 課 費 1 公 課 費	△89 △89 △89
		50 非常備消防車両購入更新事業【警備課】 27 公 課 費 1 公 課 費	△52 △52 △52
1 報 酬	624	40 外国人英語指導助手配置事業【教育センター】 1 報 酬 3 非常勤職員報酬 外国語指導助手	624 624 624
8 報 償 費	1,285		
9 旅 費	160	51 日本語指導体制整備事業【入権教育課】 8 報 償 費 1 報 償 金 講師謝礼 9 旅 費	1,500 1,120 1,120 1,120 160
14 使用料及び 賃 借 料	30		

(款) 10 教育費
(項) 1 教育総務費

1 教育総務費 (項)

—172—

箇 区 分		金 額	説 明	
		千円		千円
18 備品購入費	960		3 特別旅費 11 需用費 1 消耗品費 54 支援教育体制整備事業【人権教育課】 8 報償費 1 報償金 講師謝礼 14 使用料及び賃借料 1 使用料	160 220 220 195 165 165 30 30
			69 地域本部小学校活動拠点整備事業【学校教育課】 11 需用費 1 消耗品費 18 備品購入費 1 庁用器具費 拠点整備用	1,400 440 440 960 960
			70 中学校武道必修化事業【学校教育課】 11 需用費 1 消耗品費	2,804 2,804
1 報 酬	1,716		6 幼稚園運営事業【幼児育成課】 1 報 酬 3 非常勤職員報酬 校園管理担当員	1,716 1,716 1,716
18 備品購入費	3,780		53 園庭開放推進事業（幼稚園）【幼児育成課】 18 備品購入費 1 庁用器具費 園庭開放用遊具	1,890 1,890 1,890
			54 幼稚園救命講習開催事業【幼児育成課】 18 備品購入費 1 庁用器具費 自動体外式除細動器	1,890 1,890 1,890
13 委 託 料	△471		1 西南公民館管理事業【生涯学習センター公民館担当】 13 委 託 料 1 委 託 料 清掃委託他	△471 △471 △471
13 委 託 料	△1,981		4 東生涯学習センター管理事業【生涯学習センター公民館担当】 13 委 託 料 1 委 託 料	△1,981 △1,981 △1,981

(款) 10 教育費
(項) 5 社会教育費

(款) 10 教育費
(項) 5、社会教育費

科 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳
款	項 目				
10	5				
	6 [生涯学習] センター費	千円	千円	千円	千円
	8 郷土資料館費	15,111	132	15,243	一般財源 132
	6 保健体育費	490,135	△6,000	484,135	一般財源 △6,000
	2 保健体育施設費	214,008	△4,554	209,454	一般財源 △4,554
	3 学校給食費	174,827	△1,446	173,381	一般財源 △1,446
13	諸 支 出 金	3,668	356	4,024	一般財源 356
	1 諸 費	3,668	356	4,024	一般財源 356
	2 諸 費	2,918	356	3,274	一般財源 356

節		説明	千円
区分	金額 千円		
		清掃委託 △1,981	千円
1 報酬	132	2 郷土資料館運営事業【郷土資料館】 1 報酬 3 非常勤職員報酬 郷土資料館企画担当員 132	132 132 132
13 委託料	△4,554	1 総合運動場管理運営事業【文化スポーツ課】 13 委託料 1 委託料 管理運営委託 △4,554	△4,554 △4,554 △4,554
13 委託料	△1,446	5 学校給食実施事業【学校管理課】 13 委託料 1 委託料 給食調理業務委託 △1,446	△1,446 △1,446 △1,446
23 償還金 利子及び割引料	356	51 国庫交付金返還事業【高齢福祉課】 23 償還金 1 償還金 平成21年度地域介護・福祉空間整備推進 交付金返還金 356	356 356 356

給 与 費

1 特 別 職

区 分	職 員 数	給 与		
		報 酬	給 料	期 末 手 当 (千円) 年間支給率 (月分)
補正後	(人)	(千円)	(千円)	
	長 等	3	27,899	12,734 4.10
	議 員	25	175,136	71,803 4.10
	その他の 特 別 職	1,677	268,344	
	計	1,705	443,480	84,537
補正前	長 等	3	27,980	12,734 4.10
	議 員	25	175,136	71,803 4.10
	その他の 特 別 職	1,677	268,782	
	計	1,705	443,918	84,537
比 較	長 等		△ 81	
	議 員			
	その他の 特 別 職		△ 438	
	計		△ 438	△ 81

明 細 書

費			共 済 費	合 計	備 考
地 域 手 当	その他の 手 当	計			
(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	(千円)	
3,070	78	43,781	6,733	50,514	
		246,939	29,035	275,974	
		268,344	13,612	281,956	
3,070	78	559,064	49,380	608,444	
3,078	78	43,870	6,733	50,603	
		246,939	29,035	275,974	
		268,782	13,612	282,394	
3,078	78	559,591	49,380	608,971	
△ 8		△ 89		△ 89	
		△ 438		△ 438	
△ 8		△ 527		△ 527	

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	補 正 区 分	前前年度末 現 在 高	前年度末 現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還見込額	
1 普 通 債		千円	千円	千円	千円	千円
	補正前	12,406,727	10,981,042	(1,021,100) 1,786,800	1,707,927	12,081,015
	補 正			36,000		36,000
(12) そ の 他	補正後	12,406,727	10,981,042	(1,021,100) 1,822,800	1,707,927	12,117,015
	補正前	4,534,110	3,821,943	108,000	716,360	3,213,583
	補 正			36,000		36,000
	補正後	4,534,110	3,821,943	144,000	716,360	3,249,583
合 計	補正前	26,508,266	25,902,610	(1,021,100) 3,336,800	2,611,569	27,648,941
	補 正			36,000		36,000
	補正後	26,508,266	25,902,610	(1,021,100) 3,372,800	2,611,569	27,684,941

注) 当該年度中起債見込額欄の () は前年度からの繰越分(外書き)である。
当該年度末現在高見込額欄は繰越分を含む。

第 7 2 号 議 案

平成 2 2 年度箕面市病院事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 平成 2 2 年度箕面市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 2 年度箕面市病院事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第 1 款 病 院 事 業 収 益	7,170,758 千 円	8,232 千 円	7,178,990 千 円
第 2 項 医 業 外 収 益	135,011 千 円	8,232 千 円	143,243 千 円

平成 2 2 年 5 月 3 1 日 提 出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成22年度（2010年度）箕面市病院事業会計補正予算実施計画（第1号）

収益的収入及び支出

収入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 病院事業収益			千円 7,170,758	千円 8,232	千円 7,178,990	
	2 医業外収益		135,011	8,232	143,243	
		3 その他医業外収益	75,778	8,232	84,010	

平成22年度(2010年度)箕面市病院事業会計資金計画補正(第1号)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
	千円	千円	千円
受 入 資 金	10,468,698	8,232	10,476,930
1 事 業 収 益	6,769,577	8,232	6,777,809
支 払 資 金	9,102,910		9,102,910
差 引	1,365,788	8,232	1,374,020

平成 2 2 年 度 （ 2 0 1 0 年 度 ） 箕 面 市 病 院 事 業 会 計 補 正 予 算 （ 第 1 号 ） 説 明 書

収 益 的 収 入 及 び 支 出

収 入

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1 病院事業収益			千円 7,170,758	千円 8,232	千円 7,178,990		千円	千円
	2 医 業 外 収 益		135,011	8,232	143,243			
		3 そ の 他 医 業 外 収 益	75,778	8,232	84,010	そ の 他 医 業 外 収 益	83,860	駐 車 場 使 用 料 3,365 4,711 減 駐 車 場 貸 付 料 12,943 皆 増

第 7 3 号議案

平成 2 2 年度箕面市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 1 条 平成 2 2 年度箕面市水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 2 条 平成 2 2 年度箕面市水道事業会計予算第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収		入	
第 1 款 水道事業収益	3,066,499 千円	△ 104,849 千円	2,961,650 千円
第 1 項 営 業 収 益	2,725,219 千円	△ 104,293 千円	2,620,926 千円
第 2 項 簡易水道営業収益	66,348 千円	△ 556 千円	65,792 千円
支		出	
第 1 款 水道事業費用	2,872,100 千円	△ 132,605 千円	2,739,495 千円
第 1 項 営 業 費 用	2,561,510 千円	△ 132,605 千円	2,428,905 千円

平成 2 2 年 5 月 3 1 日提出

箕面市長 倉 田 哲 郎

平成22年度（2010年度）箕面市水道事業会計補正予算実施計画（第1号）

収益的収入及び支出

(単位 千円)

収入	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業収益				3,066,499	△ 104,849	2,961,650	
	1 営業収益			2,725,219	△ 104,293	2,620,926	
		1 給水収益		2,623,155	△ 104,293	2,518,862	水道料金及び水道メーター使用料
	2 簡易水道営業収益			66,348	△ 556	65,792	
		1 給水収益		26,423	△ 556	25,867	水道料金及び水道メーター使用料

(単位 千円)

支出	款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用				2,872,100	△ 132,605	2,739,495	
	1 営業費用			2,561,510	△ 132,605	2,428,905	
		1 原水及び浄水費		1,494,029	△ 132,605	1,361,424	原水・浄水設備の維持及び作業に要する費用

平成22年度(2010年度)箕面市水道事業会計資金計画補正(第1号)

区 分	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
受 入 資 金	6,628,869 千円	△ 104,849 千円	6,524,020 千円
1 事 業 収 益	2,698,520	△ 104,849	2,593,671
支 払 資 金	4,982,842	△ 132,605	4,850,237
1 事 業 費 用	2,204,915	△ 132,605	2,072,310
差 引	1,646,027	27,756	1,673,783

平成 2 2 年度（2010年度）箕面市水道事業会計補正予算（第 1 号）説明書

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(上 水 道)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1水道事業収益			冊 2,994,050	冊 △ 104,293	冊 2,889,757		冊	冊
	1営 業 収 益		2,725,219	△ 104,293	2,620,926			
		1給 水 収 益	2,623,155	△ 104,293	2,518,862	給 水 収 益	2,518,862	水 道 料 金 2,490,465 104,293減

支 出

(上 水 道)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1水道事業費用			冊 2,785,858	冊 △ 132,605	冊 2,653,253		冊	冊
	1営 業 費 用		2,561,510	△ 132,605	2,428,905			
		1原水及び浄水費	1,494,029	△ 132,605	1,361,424	受 水 費	1,024,078	大 阪 府 営 水 1,024,078 132,605減

収 益 の 収 入 及 び 支 出

収 入

(簡易水道)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 明 細		
						節	金 額	備 考
1水道事業収益			冊 72,449	冊 △ 556	冊 71,893		冊	冊
	2簡易水道営業収益		66,348	△ 556	65,792			
		1給 水 収 益	26,423	△ 556	25,867	給 水 収 益	25,867	北部簡易水道水道料金 17,155 556減

諮問第1号

人権擁護委員の推薦について意見を求める件

次の者を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成22年5月31日提出

箕面市長 倉田哲郎

氏名 桑井明子

略

歴

昭和42年	3月	関西学院大学文学部卒業
同42年	4月	東大阪市役所勤務
同50年	4月	箕面市役所勤務
平成6年	4月	箕面市健康福祉部障害福祉課早期療育担当係長

同	9 年	7 月	箕面市健康福祉部総合保健福祉センター保健福祉推進室課長補佐
同	17 年	4 月	箕面市教育委員会事務局子ども部（再任用）
同	20 年	1 月	人権擁護委員（現在に至る。）
同	21 年	4 月	箕面市障害者介護給付費等支給判定審査会委員（現在に至る。）

（提案理由）

桑井明子氏を引き続き人権擁護委員に推薦するため、提案するものである。